

# 時の楔通信

第〱七〱号

一九八三・四

## 一序

第〱六〱号は、一九七六年四月九日以降の六年間の〱〱を媒介に、〱〱うカレンダー〱〱を含む未字(約)書の「一序」として構想しており、その表現も準備をおえたが、あえて原本性のまま六甲空間に眠らせておくことにする。……この号は第〱七〱号である。

目次から推察されるように、この号も、大学闘争とくに裁判過程を中心とする個別テーマへの没入に視えるかも知れない。しかし、それらの一つ一つがもつ持続性、包括性はすでになにもなかであり、部分的かつ抽出的な記述形態になるとしても、そこに現情況への切り込み方、不可視の全テーマ群への架橋の意志表示をよみとっていただければ幸いである。第〱三〱号三ページで表現領域の抽象度と逆過程の手ざわりについて記したし、第〱二〱号一ページ、第〱〇〱号三ページでも〱無〱限とみえるものとの格闘にふれているが、その関係性が、ここでもより深化した条件で追求する必然をもって、私たちを包圍している。

この号の叙述をおえつつ確認したことの一つは、どのテーマについても権力ないし抑圧してくる諸関係の私たちに對する規定力が、きびしい宙吊りに

は第〱二〱号三六七〱六八〱ページ

さらされていることである。公判の未開始、実質審理の省略、強制執行の極めてゆるやかな展開というような横相でそれは現象しているけれども、それは根底において十年性の情況の膨大な拡散に對して私たちがたかう時の反撥力が幻想性総体をつつみ込んで、ゆっくりと殺到してくる構造からきているように思われる。それゆえに宙吊り性とみえるものの前例のないきびしさもあるのだ。私たちは、これまで獲得した方法を、どこまでも、どこへでも応用する場を確実に創出しつつあり、その成果を共有する回路は全ての人〱関係性に開かれている。入口の標識をあえて掲げるとすれば、記述や索引や手続きの対極から私たちへ向かって出立せよ!

私たちがへの異和や批判は、国家からのものであろうと、〱反〱〱国家のつもの人々からのものであろうと、一〱過程の展開に不可避的にかかわるものから順に對応し、反批判ないし止揚していく。私たちに對処されるためにも、自らの依拠する時間や秩序の軸を私たちの困難な情況と共有させるといふ不可欠の条件があることを述べておこう。〱放置〱している〱敵〱は多いが決して許したり、忘れたりしてはいるのではない。何かの準備、そして鎮魂のためにも、今は黙しているだけなのだから。

一九八三年四月九日

時の楔通信発行委員会

(連絡先の〱一〱〱神戸市灘区赤松町一〱一(松下 昇〱未字〱)

## 目次

一、〱大阪〱高裁	三
被告人・松下に関する控訴審	三
被告人・島岡〱白川に関する控訴審	七
被告人・上原に関する控訴審	一〇
二、〱東京〱地裁	一四
第一次訴訟	一四
第二次訴訟	一四
いくつかの集会	一九
三、空間性の眞の獲得へ向かって	二一
京都大教養部 A 三六七	二一
神戸大教養部 A 四三〇	二六
岡山大宿舍 R B 三〇二	三〇
四、訴訟費用〱押収品〱再審	三三
(〱松江〱高松〱徳島〱)	三三
五、〱宗教〱を媒介する上告過程	三七
(〱名古屋〱九州〱東京〱)	三七



# I. 大阪高裁

## \*被告人・松下に関する控訴審

第八五〇号に掲載した、大阪高裁第四刑事部・昭和五七年（う）第二九号事件の表現の最後は、昭和五七年五月八日付の弁護人の答弁書（抄）であった。その後、検察官の答弁書も、裁判所の公判期日通知もないままに六ヶ月以上が経過したので、松下 昇をふくむ仮装被告（団）は、一九八二年一月二二日付で大阪高裁第四刑事部へてに次の「求釈明と要請」（一部略）をおこなった。

- 一、本件公判の第一回期日が、控訴申し立て後一年以上を経過しているにもかかわらず設定されない理由は何か。
- 二、検察側から期日設定を遅延させる働きかけがあるのかどうか。
- 三、本件の第一審で共同被告人であったもの（島岡、白川、上原）の第二審が結審段階に近づいているのに比較して、本件の宙吊りは政治的配慮の対象であるのかどうか。
- 四、以上の三項目は少なくとも憲法第三二条、同三七条との関連で釈明を求める。また次の項目に早急に対処されることを要請する。
- 五、九・十付の東京地裁民事第一九部へての証拠保全請求の申し立て（添付）のでている八証拠は、本件の八証拠でもあるので、貴裁判所が早急に審理を開始しつつ前記申し立てを

より根底的にうけとめる条件をつくる必要がある。

六、

註一——この文書と同じ日付で、東京地裁民事第一一部へてにも「求釈明と要請」を提出し、審理の宙吊りを必然化する情況のひろがりに楔をうちこんでいる。

註二——この審理の宙吊り期間中である一・二付で、人事院は再審請求却下決定を出した。処分理由と公訴事実が重層しており、前者の解体のためには後者の審理が不可欠であるという指摘をしてきたにもかかわらず、このような決定を出したことに關して高裁と人事院は八共謀関係にある。

註三——前記第五項で指摘している八証拠は、神戸大A四三〇、京大A三六七の空間性を媒介する切迫をくぐり、いくつもの未開の未出現の（一）公判に重層横断して影を落している。

一九八三年に入り、一月一八日付で裁判所は四月二六日の第一回公判への召喚状を出し、検察官・山路 隆（註——かつて神戸地検で、いま大阪高検で松下、上原、島岡、白川らの公判を担当！）は一月二〇日付で答弁書を提出した。構成は次の通りである。

冒頭で「弁護人の控訴趣意は、論旨が不明確で釈明を求むべき点多々あるが（…）、その論旨は、ほぼ、原審における弁論要旨と同旨であり、全て原判決の言及しているところである」と失見当識ぶりを発揮した後、

第一 公訴棄却の主張に対して——理由がない。最小判昭五五・一二・一七刑集三四・七・六七二の指摘。

第二①訴訟手続の法令違反の主張に対して——岡山の事件と併合し

なかったのは、背景、動機、被害者、場所が異なるためで分離が相当。

②神戸大学に証拠提出を命じながら十分に取り調べをしなかったのは必要性がなかったにすぎない。

第三 法令適用の誤りの主張に対して——昭和四七年二月一五日の事件に公妨罪を適用したのは当然。

第四 事実誤認の主張に対して

①昭和四四年九月一日  
当日出勤した探証検査部隊指揮中隊長・高溝四郎の現認報告書で立証予定。

②同年一月三日  
被告人に教授会出席の意志があったとは認められず、讃岐田証言も措信できない。

③昭和四五年一月八日  
実況検分調査は見通し状況についての判断に影響がないし、戸上教官の休講予告は一月八日以前と推認される。

④同年四月八日  
逮捕時間に差異があったところで、本件の成否に關係はなく、その主張自体、意味が理解できない。

⑤昭和四六年九月七日  
写真、検察側各証言から犯行は明白。

⑥同年九月二二日  
検察官に対する有本供述は、信用性を否定すべき事情がなかったのに対し、竹中、坂本の証言は措信できない。

⑦昭和四七年二月一五日

公務の執行は、抽象的権限に属する事項について、具体的権限を有し、適正な方式を履践していることで足りる。注釈刑法③各則(1)四六ページ以下の指摘。

最後に「控訴趣意は理由がないので速やかに結審の上、控訴を棄却されたい。」と結んでいる。

この検察官の答弁書は、それ自体において批判されるべき（α）であると共に、その批判が検察官の縮少し低次元水準の枠内においてではなく、その枠を転倒する方向で展開されねばならず（β）、しかも単に主観的というより裁判過程をつきうごかす媒介として構想していく必要がある。（γ）

α、検察官は被告人の（控訴趣意）書に答えていない。弁護人の控訴趣意書についても対比すれば明らかなように

第二——一、背景 二、情況

第三——三、刑の量定不当 五、弁論終結後の事情 六、再審事由

第四——「九・一」（一、二、三、五、六）「二二・三」（一、四、五）「一・八」（二、三、四、五）「四・八」（一から六）「九・七」（一から六）「九・二二」（一、三、四、五）「二・一五」（一から五）の各項目

第五——被告人に対しての答弁要請

に対応する答弁は全て欠損したままである。

β、この方向については、すでに第八五〇号二〇ページ後註①に記した戦略が準備されており、



7、松下をふくむ仮装被告(団)は、一九八三・二・二二付で次の提起(要旨)をおこなった。

- 一、一九八二・一一・二二付の「求釈明と要請」の全項目への釈明と対応の要請。(特に検察官の答弁書の遅延理由)
- 二、高裁から検察官に対して、被告人と弁護人の控訴趣意総体についての新たな答弁書提出を勧告し命令せよ。
- 三、被告人として検察官の控訴趣意書に対する(答弁)書(序)を提出するが、前項に対する検察官の新たな答弁書提出後に、被告人の本格的な(答弁)書も可能になり、それによって始めて審理開始の条件の一つがみたされる。

### 〔答 弁〕書(序)〔抄〕

(…) 前記事件の原審、控訴審には、少なくとも次の表現が出現している。

- 昭和五六年七月二九日 弁護人の弁論 (a)
- 被告人の(最終意見陳述) (b)
- 同年一〇月二八日 原審判決 (c)
- 同年一月四日 被告人の(控訴)申立書 (d)
- 昭和五七年四月一日 弁護人の控訴趣意書 (e)
- 同年四月一六日 検察官(註——神戸地検、本井 甫)の控訴趣意書(控訴申立は前年十一・五) (f)

- 同年四月二一日 被告人の(控訴趣意)書 (g)
- 同年五月八日 弁護人の答弁書 (h)
- 同年一月二八日 被告人の求釈明と要請 (i)
- 昭和五八年一月二〇日 検察官(註——大阪高検、山路 隆)の答弁書 (j)
- 同年二月二二日 被告人の(答弁)書(序) (k)
- 求釈明と要請 (l)

前記の表現系列の意味を十分に対象化し、今後の審理の方向性を確認するためにも(f)への答弁書を仮装して次の提起をおこなう。

- 一、検察官の控訴趣意書(f)は次の特色をもっている。
  - (i) 原審判決の七個の事件のうち一個(註——有罪の六個を除く、一部無罪の昭和四四年二月三日)についてのみである。
  - (ii) 前共同被告人(島岡、白川)に関する控訴趣意書(註——作成は神戸地検、山本喜昭、S・五六・八・一)の別の検察官による転用である。
  - (iii) 膨大な判例を繰り広げつつ、大学闘争の最終的圧殺と法的規制強化を意図している。
- 二、前項の三点に留意しつつ内容的に検討すると(…)
  - (i) (…): 無罪判決を受けた森川佳津子については、控訴せず確定させている検察側の対応のズレ(…) 公訴と控訴の政治性(…)
  - (ii) 検察官の「業務」概念は、地位、職務からおこなっている、ないしおこなおうとすること、をさすようであるが、前記事件においては、教授会を中止するという形での(業務)が存在し、その下で露出している秩序の矛盾こそが問題とされる

べきであり、判例群は無意味である。

(iii) 検察官は本件に関する重要な問題点を縮少し抹殺しており、それは全公訴事実について共通するが(一個の事件についてのみ控訴しているため、その根拠が視えにくいので、七個の事件と公判総体のテーマを論じている) 弁護人と被告人の控訴趣意書への検察側答弁を批判する事で検察官の控訴趣意書と公判把握の限界がより明確になるので次に示す。

三、

(i) 検察官は答弁書において弁護人の控訴趣意の一部について答えているが、被告人の控訴趣意については(…) 答えず、弁護人の控訴趣意についてさえ「論旨が不明確で釈明を求むべき点多々ある」とのべている。ぜひ詳細な求釈明をしてもらいたいものである。おそらく前記の諸点は、検察官にとって、ふれたくない、危険な領域なのであろう。

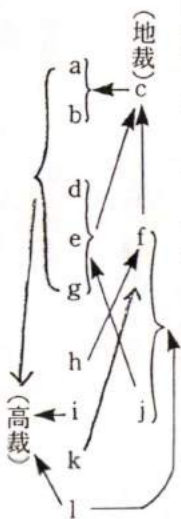
(ii) さらに検察官は、「その論旨は、ほぼ、原案における弁論要旨と同旨であり、全て原判決の言及しているところである」とのべているが、果してそうか? 前述の(a)、(e)と(c)を公平に比較して驚かない人は殆どないと確信する。(それぞれを掲載している「五月三日の会通信」第二五号——(d)に添付——と「時の楔通信」第八五V号——(k)に添付——参照)

(iii) 重要なのは、検察官の個々の文書の限界のみならず、一般に表現系列が形式的な自然過程として把握される場合、当事者のそれぞれが気付かないうちに問題点の縮少し抹殺に担ってしまう構造である。この構造に拘束されないための最低限の

条件として、検察官が(a)と(e)を含む全ての問題点に関して再度、答弁書を提出すること、裁判所が(i)と(e)を含む位相でこれに対処することを要請する。(註——ここで指摘している問題点は、裁判過程のみならず、私たちの表現過程と存在過程においても(審問)されねばならないだろう。) 四、前項の条件を前提として、かつ被告人の(控訴趣意)の不十分さを克服するためにも、検察官と裁判官によって分離されている岡山地裁、昭和四九年(わ)第二二二号判決、(控訴)と申立書、(控訴趣意書)と(証人)申請書を掲載している「五月三日の会通信」第二二二号の関連部分(註——八三—一三ページ)を本件(控訴)の前提かつ構成要素として提出する。この表現は(…) 再審請求プランと共に現在の生命を帯びている。また添付する「時の楔通信」第八五V号——二〇ページの各註、控訴の情勢論的表現論的位相について、(二〇—二二ページ)を含む総体性の把握が本件審理開始の前に不可欠である。

五、(…) (註——(k)の頭「第一」部分を( ) 公判の方向性を再確認するために筆写。第八五V号一九ページ参照)

六、(註一——各表現が働きかける方向を矢印で示す。被告人側の矢印の位相に注目していただきたい。)





(註二) 大阪高裁で持続している△三▽の控訴審に関して表現系列の出現の仕方を比較してみる。

島岡・白川(分銅弁護士——私選)

a b c f

上原(的場弁護士——国選)

c d (e) f (g) h

島岡・白川被告人は自ら控訴せず、答弁(反論)書など重要文書を裁判所に提出していない。ただし、審理過程では島岡被告人は松下らの提起と共闘しようとし、パンフも作成しているが、なお分銅弁護士は公判の初期で上原、松下の弁護士でもあったが「非」存在闘争(通信第二四号二七三四ページ参照)の段階で辞任した経過がある。

上原被告人には弁護士の弁論や被告人の最終意見陳述さえないまま一方的に一審判決が出されたことへの怒りがみられるものの、控訴の方向性や包括性は拡散したままである。(g)は準備ノートの水準で提出されたのみであり、その後かなりへて弁護士が(e)を補充書として第一回公判前に、(h)は結審法廷で提出。

それぞれの位置の対象化は、これまで松下らの公判過程で少しずつ展開してきたし、これからも検察庁と裁判所権力に対してと同時に通信を含むあらゆる場で展開して行くであろう。

## \*被告人・島岡・白川に関する控訴審

大阪高裁第七刑事部(裁判官は尾鼻、角、加藤、伊東)昭和五六年(う)第七六九号事件は、被告人・松下に関する控訴審の開始が宙吊られている間に次のように進行している。

一九八二年六月八日(第四回)

第八五号の記述に次の補充をする。この日は東京地裁民事第一一部の公判と重なり、松下は非存在をしいられ、これと垂直方向で非存在する清水早子の意味を伝えるために竹中が出廷し、出廷した被告人(島岡のみ)と十年ぶりに出合いつつ、今後の公判の本質的展開のために清水証言が不可欠であるという提起をした。その後、松下からも清水証言の実現後、始めて他の被告人側証言も可能になることを強調したので、その後、この方向での準備がすすめられた。

一九八二年七月二三日(第五回)

前回は予定されていた検察側の堀江証言が四・二八についてのみおこなわれた。宣誓に際して弁護士(分銅)、被告人(島岡のみ出廷)、傍聴席の松下、島岡すが、の四人は起立せず、裁判長(尾鼻)はこの公判ですと起立しないままの弁護士と次の要旨の問答をした。

弁護士「この種の公判事件で、闘争を圧殺する側の証人が宣誓する場合は起立しません。」

裁判長「あとで措置を考えます。」(註——制裁する度胸もなく、

弁護士会への警告もなされていない。)

証言自体は一審証言のくりかえしにすぎなかったが、弁護人の反対尋問によって証人が前日に一審証言記録を検察官にみせられたことが明らかになり、この種の打ち合せ後の証言は証拠能力がない、という判例があることを知ってか知らずか検察官(山路)は苦虫をかみつぶしていた。

しかし裁判長が検察側申請の倉沢証人を却下し次回に被告人質問を予定しようとした直後に弁護人が(この日まで、繰り返された島岡、松下の強力な提案により)被告人側の重要証人として福永 勉を申請(註——松下、清水、竹中の名は発語されなかった)したとき検察官、裁判官は逆襲に転じた。

検察官「福永という名は一審でも聞いたことがない。本当にいた学生か?」(!)

裁判長「そんな重要な証人を一審で申請しなかったのは理解できない。」

弁護士(起立してひたすら低姿勢で)「十年近くたって最近やっと連絡をとれたものですから。」(註——これは本場で、島岡氏が本屋で偶然みつけたパンフの連絡先へ電話し、かれと以前に同じ党派に属していた福永氏らが、今は中国に教科書を送る運動を政財界の支持をうけてやっていることを知り、証言を依頼したのである。)

裁判長(合議のあといろいろナンクセをつけてから)「では次回に三十分だけ認めるから、あと三十分で被告人質問をするように」  
弁護士(合議中に島岡らから他の三人も申請せよ、と再び強力に提

案されて)「他にも証人申請をしたいのですが」

裁判長(眼をむいて)「ダメです!」

弁護士はもはや清水、竹中の名は出せないものの、松下については在廷している重力を得て必死でく下がりが、裁判長から「あとで証拠調請求書を出せば検討する」という言葉を引き出した。

一九八二年九月一〇日(第六回)

直前の九月五日に、松下と島岡は、それぞれ東京で福永証人と話をした。証言内容よりは、今このように証言する状況性、個々の主体にとっての意味について。しかし、いわゆる△真犯人▽路線の限界、危険性等の止揚について相互に明確な対象化のないまま「かつての共闘者への義理」から「大したことはない事件」について「証言を引き上げる」証人を放置した経過に関しては被告(団)それぞれの自己批判が必要であろう。

ただ、裁判の法的水準に限って言えば、福永証言は検察側をあわてさせる効果もあった。というのも証言で次の点が明らかにされたからである。

a 島岡は六九・三・一事件で三月から九月まで拘留されており、保釈後も党派の指示で学外の活動をしていたから「六九年秋まで何度もよくみかけた」という検察側の桂証言は誤認を推測させる。

b 公訴事実の六九・一一・八のM二〇一教室には自分が行って試験問題を学生からとって持ち去った。(註——法廷外では、「あとで個人的に学生に謝った(!)」と語った。)島岡氏は途中の階段で清水さんと一緒に立っているのを見ただけ。



c 自分の行為は党派の方針でなく自由にやったまで。島岡氏は実際にやっていないし、似ている自分と誤認されたか、意図的にスリかえられた。

あわてた検察官は再度、桂証人を申請し、福永証人の六九年一月に中電マッセン・スト支援で逮捕された時の写真を提出し、共に採用された。

一九八二年一月四日(期日外の準備手続)

桂証人の都合? によって西宮簡裁で出張尋問がおこなわれ、証人は、これまでの証言のオウムがえしで「橋本(島岡)と福永を見まちがえるはずがない」と強調した。しかし弁護人の反対尋問により、島岡氏のいるはずがない団交で演説するのを見た、などと誤認をうら付けてしまった。この日および前回公判は松下は背髄の痛みで動けず不出頭。

一九八二年一月二日(第七回)

この日は被告人質問が予定されていたので久しぶりに白川被告人(旧姓II樫木、現在医師)も第一〇〇四号法廷に出廷していた。開廷後、弁護人から、被告人質問の前に、在廷している松下証人の証言を短時間でよいから認めてほしい、と要請し、会議した裁判長は「必ず十分以内に終るなら」と条件付で認めた。

松下証言は申請にさえ至らない清水、竹中、Iの各証人の位相を包括せざるをえない最後の証言であり、八分離Vされている八三Vの控訴審を統一する試みであり、松下の刑事、民事、人事院をふくむn事審理を横断する媒介を拡げる作業でもあった。

ない。

被告人の最終意見陳述は、その要旨や記録抄を掲載するパンフ「大衆を人民のものに」(島岡氏作成)をよんで把握することが望ましい。(回覧希望者は乞連絡)。このパンフは八年前から解放同盟の印刷所で働く島岡氏が仕事をしながら、この日までに作成したものであるが、その最後に一九七六・五・一六付の清水早子から仮題「神戸大学闘争史」購読予約者への表現(註——第八四V号三四ページ参照)が活字としてでなく原本性を帯びたまま掲載されているのが注目される。この表現は、かれが第四回公判で竹中さんから提起と共にうけとりそれを契機にかれを闘争や生活史の本格的対象化に向かわせたものである。

一九八三年二月一日(第九回)

被告人(白川氏は不出頭)を証言台に立たせて判決の宣告。主文は、二被告人とも原審を破棄し、四つの事件(註——第八三V号三七ページ参照。なお、この記述で一二・三が威妨II有罪、建侵II無罪となっているのは逆なので訂正)の全てについて有罪、訴訟費用も負担させるといふ、考えうる最悪の内容であった。

判決理由でも、松下らの証言は一番で申請されなかったため信用性がないとし、検察側の主張のみを認めた。抗議の声を何度も上げようとする被告人に対して、裁判長は退廷命令ストレスの発言禁止を繰り返した。さらに裁判官は、二被告人とも五年以内に確定した前科があり、本来ならば実刑であるが、大学紛争の風潮にのり(!)、若気の至りで(!)行動したのだから執行猶予にすると何重にもズレたしめくり方をした。(註——この発想からは松下は実刑

全員起立(!)して宣誓の後でおこなった証言は一一・八に関しては福永証言の補強(深化、一二・三に関しては讃岐田証言(松下の一番における記録を提出し採用された)の補強(深化を目ざし成功した。主尋問だけで条件の十分を数倍こえているのに裁判官は制限しなかった。そればかりか検察官は反対尋問によって、弁護人が自主規制して質問しなかった領域(註——一審段階で松下が証言しなかったとしても、清水I竹中の証言をふまえて松下の証言が可能になることを当時から仮装組織論の存在の基礎から主張したためであるという意味、松下に対する最初の逮捕令状に一一・八が含まれ誤認Vのため不起訴になったが処分理由の一つにされている不当性や証言の必要性など。開廷前に証言プランを松下から弁護人I被告人へ渡し質問を依頼しておいた。)にまで気負いこんで踏みこみ十二分に逆用されて退散した。

この後で、今は党派から離れ解同に属する二人への被告人質問が展開された。ただ白川被告人は一番記録の把握が不十分なためもあり、無罪判決の根拠の一つとなった帰宅時間について、一番とくいちがう発言をしたのは、公判水準をこえて問題を残している。

一九八二年二月一日(第八回)

検察官の最終意見陳述(書面)は著しく生気に欠けたものであるらしいが、まだ通信編集者はみていない。おそらく公訴I控訴棄却の結論を導きかねない審理を何とか切り抜けようとして裁判所にすがりつくような水準のものであろう。

弁護人は口頭でそれなりに明快な最終弁論をおこなったが、上原と島岡の差の強調が目立ち、闘争参加者総体への射程はもち得てい

がふさわしいことになる。

詳細な引用I批判は、判決文を入手していないため別の機会におこなうが、この日の判決は上原、松下の控訴審へ反革命の波動となつて押しよせる効果をもってきている。しかし、この控訴審が、いわば「受けて立つ」形でおこなわれたのに対し、松下の控訴審は攻勢的に、しかも裁判過程を全(一)過程の八I Vつとして位置づけつつ、より包括的に準備されており、前共同被告人にも影響を与えている。島岡被告人についてのみのみでも、被告(団)はn事闘争の拠点(とくに八大学V)における持続、かつての八対Vとのn年性の対象化のテーマを共有しつつあり、上告せずに早期確定判決後の生活設計を考えていたかれに八上告Vしつつ八生活Vしていくこと等の必要性を確信させてきた。

## \*被告人・上原に関する控訴審

大阪高裁第三刑事部(八木、那須、浅野)昭和五六年(う)第一三二七事件は、被告人・松下に関する控訴審の開始が宙吊られている間に次のように進行している。

一九八二年九月三日(第一回)

仮装被告(団)からの参加者(中尾)は、被告人(上原)の公判に対する姿勢を確認できないまま十階にある第一〇〇二号法廷へ出廷したが、被告人の硬直性(人定、起立、次回期日宣告を証言台で大きくことの、それぞれを拒否。これ自体は原則的に否定すべきでは



ないが)に對比して国選弁護人(的場)の訴訟行為が印象的であつた。

例を上げると、被告人が発言を要求して裁判官から禁止(註一)第二審においては被告人は控訴審での訴訟行為を認められていず、弁護人が代行するよう規制されている)された際に、的場氏は、はなれた被告席にいる上原氏に向かって「私にそこから意見を伝えてみては? 法廷全体に聞こえるから」と示唆し、実質的に被告人の意志(検察官が申請している倉沢、堀江証人の偽証性批判)を裁判過程に交差させた。また弁護人の反対意見にもかかわらず裁判官が前記の二証人を採用した時に、すかさず「こちらからも主尋問したい。検察官は一番の無罪部分についてのみ尋問するが、被告人側は無罪部分をふくめて尋問したいし、改めて申請し召喚するのは手続時間の点で無駄である」とのべ、しるる裁判官を結局、説き伏せる形になった。

この日は今後の予定をきめただけで閉廷。なお、十一年前の九月三日には八一〇九V公判(上原、橋本)の一番での第一回公判が開かれた、ということを書き記す。

一九八二年一月一九日(第二回)

この日までに少なくとも次の経過があつた。

①九月二七日に被告人(松下)が的場弁護士を訪問し、上原公判が大学闘争の裁判過程総体の中でもつ重要性を説明し、関連資料(矢野証言補充書、竹中(証言)書——いずれも一番で採用却下)や時の楔通信第八五V号などを渡し応用と共闘を要請した。

②一月一二日に被告人(松下)は持続的な準備期間をへて被告

人(島岡、白川)の公判へ証人として出廷・証言し、三つの分岐する控訴審の統一展開の試みをさらに具体化した。

第二回公判では倉沢講師(現在、教授)が一番の無罪部分である七一・四・二八について、堀江教授(現在、神戸女子短大非常勤講師)が有罪部分である七一・五・一九をふくめて証言した。弁護人の尋問は、事実性をよく知らない立場がある程度仮装してすすめられ、証言のくわしく語らせることに成功したが、一方、A業務VやA妨害V概念をふくむ本質的把握の不足から有罪を補強してしまう逆効果をつくり出し、これに関しては、その後、仮装被告(団)から批判的提起がなされて行く。なお法廷で弁護人からおこなった証人申請(戸田、湯浅)は直ちに却下。

この日に直接参加する余裕のなかつた竹中被告人は弁護士事務所へ電話するという方法で的場、上原の両氏と開廷前、閉廷後に自主ゼミをおこなった。その時に確認したことの一部は次の通りである。

a 八一・二・四付で仮装被告(団)水準でおこなつた上原公判に関する忌避申立(第八四V号一〇ページ参照)に対する最高裁第二小法廷の棄却決定が同年三月三〇日付で出ていることが判明した。

b 上原被告人は仮装被告(団)水準の前記の忌避や証人申請プランを応用する意志を示さなかつた。記録の公開にも否定的。

一九八三年一月一二日(第三回)

前回公判を媒介して上原被告人(電話した竹中被告人は、テーマの重要性から討論の続行を手紙、弁護士事務所訪問によって持続し、この事件の現場である神戸大学教養部のAB一〇九V教室でおこな

こそが私たち(かつて上原氏に関するすぐれた証言と提起をなしえた矢野氏を含む)にA被告人質問Vとして問われている。

一九八三年二月二五日(第四回)

この日にも被告人質問が持続したが、内容は、大学闘争の現在性を把握せずに行爲の意味を被告人自身によって部分的に歪曲する方向性を一層つよめた。特に注目すべきは、一番における矢野証言(と、それを包括する仮装被告団の構想)に関するこれまでの沈黙を破り、法廷において一つ一つの証言を「事実とちがう」と否定したことがある。(第八四V号三、四ページ参照)

前回公判の直後に上原被告人は、参加した竹中被告人の公判関係文書公開の要請を拒否する理由として「一番の矢野証言が有罪の基礎になったこともあるし」と語つたので、この日の公判開始前に竹中被告人から

一、八〇・一〇・二二矢野証言への異和があれば、まだ応答してない八〇・一一・一八付の矢野氏からの批判に反論する過程で法廷外で公開してほしい。

二、矢野証言の有無にかかわらず有罪とされて行く現実過程(例——二・一の島岡氏への同じ公訴事実に関する全面的有罪判決)と対決しえない代償として異和をつぶやくのは不毛。

三、本気で無罪・非罪のむこうへ突き抜けようとしているなら、矢野氏への再証言要請を前提としつつ仮装被告(団)のプランを包括し止揚しうる証人申請を公然とおこなうべき。

四、島岡氏らの一審判決コピーの受け取りを拒否(一一・一二)する根拠を、かれをふくむ仮装被告(団)に開示しない限り、闘

われた自主講座(八二・二・五)への上原氏の参加をよびかけ、弁護人を通じて同一事件の前共同被告人(島岡氏ら四人)の一審判決文コピーや関連する松下らの表現をどけようとしたが、上原氏は一・一二公判後に「うけとる根拠がない」と返却してきた。

第三回公判では被告人質問が、事件の前史と四・二八についてのみ終了した。当日までに仮装被告(団)から複素数個の被告人質問プランが弁護人へ被告人へ提起されていたが、この日にも次回にも被告人から拒否されている。宙吊られたプランの基本にあるのは、大学闘争の現在性から被告人の行爲の意味を把握する場合に、権力からも、それぞれの参加者からも、被告人自身からも部分的に歪曲してとらえられてしまう構造(これこそがAビケットラインV)を、どのように突破するか、という問いである。この問いは個別テーマや時間性をこえて私たちに迫ってくる。

弁護人は、ある程度、前回までの尋問方法を反省しつつ質問したが、被告人は闘争時の感性からはるかに後退した証言しかなしえなかつた。いくつかの例を上げる。(要約)

a 六九年秋以降、自分たちは孤立したが、まわりの状況に遅れたともいえる。

b 詩をかいてきたが、一番で証言した矢野氏の詩概念(註——孤立に耐えてテーマを持統)に異和がある。ありふれた人間に自分を引き上げるために詩をかきたい。

c 今は塾教師とフランス語の通訳をしている。全共闘の最後のテーマは手に職をつけることだと思ふ。

各項目の歪曲をもたらした総体的な状況の存在性の対象化と転倒



争現場に参加したとさえいえないのではないか。という内容のメモを上原被告人に渡しておいたにもかかわらず、である。上原被告人の供述はそれ自体で法的な有罪性をつよめるのみならず、存在的有罪性をつよめる方向性でなされているといわねばならない。

被告人質問は本質的な点をさけた事実論のまま持続し、次回で弁護人の最終弁論も終了という予定になったが、検察官は圧倒的な余裕をみせて反対尋問、最終弁論をふくむ意見陳述を全て放棄すると予告した。なお裁判長は、弁護人申請の一人の証人（五・一九に参加して負傷した鼎 哲也）を直ちに却下した。

「ある地点で、それはほんの一抹にすぎないが、ここを通りすぎれば、もういまままで住みなれてきた場所に帰ってゆけなくなるという想いと格闘した。」

法廷にたどりつく……その姿勢のままに（編集者註——この表現を出現させた段階の「姿勢」である）、それ以外の領域で、何をどれだけ切り裂いてきたか。その問いに對峙し、実現する過程を獲得しなければ、法廷も法廷にたどり着くわたしも、おそらくどんな意味もないのだ。」

——渦層6・冒頭陳述 ノート（一九七五年八月）から——

一九八三年三月一六日（第五回）

被告人質問の続きに先立って、上原被告人から詩？ のような一枚の紙片「出立記」が、「最終意見陳述のようなものとして」提出された。これ以外に被告人が公判過程で提出した文書はないので、これを媒介して①被告人の現在を推測するしかないが、引用をた

## Ⅱ. 〈東京〉地裁

第八五〇号三七ページで第一次訴訟（人事院審理の宙吊りに関する昭和五五年行ウ第一五号、民事第一一部係属）と第二次訴訟（前記訴訟の敗訴を怖れる人事院の再開審理）判定と再審請求却下に關する昭和五七年行ウ第四三三号、民事第一九部係属）の位置を記述したが、現在までの過程には各当事者やテーマ群自体が自らの重量で押しつぶされかねないほどの何かが集積している。この何かは自力で全てを把握し、支えようとする度合でしか感じられないかも知れないし、どの（一）（公判）過程についてもそうであるともいえるのであるが、あえて今このようにいい切って次の記述を試みることにする。

### \*第一次訴訟

民事第一一部の公判は一九八二年六月八日（第一三回）以来、数カ月も期日の指定がないままであった。仮装原告（団）からは「一九八二年七月一〇日」付で六月八日の公判調書に関する（異議と提出）をおこなったが、これはたんに記載の正確性というよりは、共同訴訟参加申立や結審のウィジョンについての裁判所の対応を根拠から批判する媒介として、調書への異議を仮装しつつ、その審理抜

めらうほどの②言語と情念の拡散が著しい。弁護人の質問に対する供述では次の点が注目される。「一審では国家の共同性に自分の共同性を投げかけていけばいく程なにもなしえない構造につき当たった。二審でも何かやろうとする希望が失われ底をついてしまった。」

これまで被告人としての幅でのみ国家と対応せず、全幻想性構造（ふれたくない領域を核心とする）の対象化と転倒を、と仮装被告（団）はよびかけてきたのであったが……。かれのいう「底」は、これから破砕し下降していくべき世界の「扉」にすぎない。この作業に私たちは、これからも共闘していくだろう。

弁護人の最終弁論は、仮装被告（団）として再構成すれば優れた発想になりうる次の指摘を含んでいた。

「倉沢哲学の授業は妨害されていない。というのも、予測される松下ら自主講座参加者の抵抗を警察に現認させ逮捕させることが、△業務▽だったのであり、これは実現されたのだから。」

このような△業務▽の△妨害▽△解体▽こそが私たちの十一年の闘争であるとして、これら総体は何の、どのような（△業務）なのであろうか？ それに、どのように対処すべきか？

検察官のみならず裁判官も、被告人への質問を放棄して、ある決定的な判断のむこうへすでに（はじめから？）移行していることを示唆した。

一九八三年四月一三日（第六回）

判決は島岡被告人についての判決と同じく二つの事件ともに有罪で、懲役四月、執行猶予二年であるが、訴訟費用は免除。

きでは結審不可能な参加人の表現、研究室公判の判決、人事院への最終陳述書や再審請求書を提出したものであり、しかもこの異議は民法一四六条②により調書への記載が必要とされているから裁判所は△重に追いつめられたといえる。

一九八二年一月二日付で仮装原告（団）は公判期日の設定不可能性に関して（求釈明と要請）をおこなった。同じ日付で大阪高裁に対しても提起があることは情況の横断的△包括的な所在を暗示している。

一九八三年三月一六日に、これまでの提起に全くこたえないままで判決が出された。内容は、原告側の全ての提起の反世界像として

- 一、賠償請求却下
- 二、人事院審理再開請求棄却
- 三、参加申立（清水早子）却下
- 四、訴訟費用は原告負担

であり、それ以上に七一年人事院審理の経過を裁判所が、いかに歪曲して（無意識のユーモアさえ感じさせつつ）判断しているかを示す記述が多いが、この記述自体が一つの成果でもあると考える。原告（団）は第二次訴訟（一）公判総体との関連で控訴をおこないつつある。

### \*第二次訴訟

民事第一九部の公判は日付としては



一九八二年五月二日(第一回)

七月五日(第二回)

九月二〇日(とりけし)

十一月五日(第三回)

二月八日(第四回)

一九八三年二月八日(第五回)

である。

この公判調書は開始不可能性の論として殆ど二文字「延期」と記すのみで終っている。裁判所の発想からは、代理人弁護士がいないから審理を開始せず、従って調書も作成しないというのであろうが、ここには重大なギマンが存在する。

第八五〇号に記述したように第一回公判以降、複数の参加申立があり、訴訟の進行に関する申立書(一)、(二)が提出されていたが、これを審理すると裁判自体の根拠が解体することを怖れた裁判所により、それらの表現が宙吊られ、調書にも記載されていないのである。

一九八二年九月十日付で提出された、訴訟の進行に関する申立書(三)では

- 一、訴訟費用や代理人弁護士に関する法律扶助協会との交渉が最終結論に至らない。(註一)
  - 二、九月二〇日〜二二日に日本基督教団九州教区常置委員会出席予定である。(註二)
  - 三、本件の立証に不可欠な証拠を保存している神戸大、京都大の八占掘空間に関する当局との緊張関係が切迫している。(註三)
- という三点を上げて九月二〇日の公判の延期か参加人による審理

を要請したが、直前に期日がとり消された。この経緯は、これまでの申立書(一)、(二)が全く影を落していないのに比して公判調書も記さざるを得なかったが、それでも内容を伏せたまま「原告申請(書面)」と一行かき、あとは次回期日をスタンプを使って記入して終りである。刑事裁判調書との原則的差異(身体的拘束性の裁判をしない代りに、権力の幻想性の枠からはみ出す全ての表現は無視し、それを通じて身体性を圧殺する)がとりわけ本件において明確に示されている。

註一——法律扶助協会東京都支部に対して六月二三日付で申請し、応答がないため七月二九日に村尾氏、小野氏が直接でかけて担当者に面接し、その経緯をふまえて八月二四日付で原告(松下)から必要資料を提出したが、八月二七日付で拒否回答があった。その理由として、すでに昭和五三年に兵庫県支部や近畿協議会へ申請し拒否された「勝訴の見込」のない事件の連続であること<sup>七</sup>を上げていたので、松下から九月二七日付で、これらの拒否を総体として審査する請求を協会本部に対しておこなった。本部としては、もし最終的に拒否すれば、法律扶助制度(や弁護士存在)の根拠が批判されることを怖れ、かつ実務面での直感的把握からも、かなり好意的に対応しはじめた。

註二——東京神学大に対する日本基督教団からの交付金を大学闘争の本質を生かす方向で使用せよ、その(不)可能性によって宗教の現在性(原罪性)も逆照射される、という提起を門司大里教会(牧師)の山本氏、(信徒)の永里氏らが九州教区総会

に建議案として出現させ、それに関する常置委員会での討論が

七月、九月に松下をふくむ仮装被告(団)の参加によっておこなわれた。この号三九ページ参照。なお前記の二氏は、原告の

九月二〇日の公判への出頭条件に関する「証言」書を作成し、これは九月十日付の申立書に添付して提出された。

註三——九月十日付の申立書には、京大教養部A三六七号室、神戸大教養部A四三〇号室の資料および空間性に関する証拠保全請求の申立書が併合されている。

以上の註からも推測しうるように、仮装原告(団)の公判へのかわりは、個別の事件の幅をこえる総体的状況との格闘の中の一つの場への参加としておこなわれており、交差するどのテーマも他の全てのテーマを包括してしまうほどの深さをもたされている。この構造は一枚の裁判所あて紙片にも力を及ぼさずにいないし、それを紙片以下の水準へおしこめ圧殺しようとする権力性に対して持続的かつ対極的な闘争がつねに準備されている。

#### 東京地裁

民事第一九部の裁判官の名が最高裁判調査官の経歴をもつ穴戸達徳であると判ったのは、第二回公判の傍聴席に出頭して経過を確認した宮内氏(東京理科大の七一年の解雇処分に対する取消請求において民事第一部で勝訴した)を通じてであり、また小林氏(日大で七〇年に解雇処分をうけた)が地位保全仮処分請求が高裁でも敗訴した後に提起した本訴を担当するのも民事第一九部であるという何かの一致が明らかになっている。(第一回公判は一九八三年一月二〇日)

一九八二年一月五日(第三回)

原告(松下)が事件を単独で扱う裁判長裁判官、穴戸に出会ったのは第三回公判がはじめてであり、その直前にはじめて出会った補助参加申立人(小野)と共に法律扶助協会をへて法廷に出頭した。穴戸は自らの水準では処置しえない仮装原告(団)への先入観から高圧的な訴訟指揮をおこない、参加申立の審理さえせずに、「こんなむずかしい事件は素人にはムリだから早く弁護士をつける」と、情況性や「公判への無知をふりかざす有様であった。さすがに被告(人事院)側の代理人(秋山 弘ら)は民事第一一部の審理などを通じて仮装原告(団)の力量を知っているためか、「弁護士でなく本人(の文書)でもよいから、法のルールにのっとったものかいてほしい」と発言し、裁判官は、自己の水準でそれをねじまげて利用しつつ「原告に対し、本件請求の趣旨及び原因を明確にした書面を、次回期日までに提出するよう求めた。」(註——引用符号内の裁判官発言が当日の公判調書の全文であり、呆れるばかりであるが、原告が不出頭した第一、二、四回の調書の全文が「延期」というスタンプの二字であることに比べるとまだマシかもしれない。)

裁判官は何を怖れているのであろうか? 一つは民訴法の六七四〜七五〇条を獄中にさし入れられた六法でみつけた仮装被告(団)が参加人制度(弁護士の資格のないものも任意に同等の権利をもって訴訟に参加できる)を七一年以来の研究室公判(神戸地裁、大阪高裁)で駆使した前史を含め、その後、徳島、岡山、名古屋の各民事裁判で応用してきている原告側の方法を権力中枢は、それなりに総括し、最高裁のおひきもとでは参加の許否についての裁判さえし



ない（もし決定を出せば、それが却下の場合も特別抗告の決定までは訴訟行為が認められる）で、何とかして同業者（弁護士）の「良識」の枠内で事件を処理したいのであろう。関連してのべれば、人事院審理の場合は、制限なしに、あらゆる人が請求者と同等の代理人になれるし、その方向性で神戸大学をふくむ各地の国立大学教官処分の人事院審理は展開されてきたのであった。ただし、これらの試みは本質的には大学闘争のテーマの一つである、国家が承認する専門的職業の解体としてもあり、一九七〇・一二・二四の神戸地裁における表現「仮装としての被告とは何か」および六〇年代の表現「六甲V」に出現する仮装組織論の具体化がn事的に制度を媒介して（も）展開された一つの応用であり、保障された制度の応用ではないことは強調したい。（京大自主ゼミ制度についても同じ）このようにとらえてみると裁判所や人事院や大学を含む権力が現況において何と激突しつつあるかがよく視えてくるはずである。私たちの側としては、この方法を、たんに権力の個々の構成部分への対決においてでなく権力性の構造総体にむけようとしてきており、同時に私たちの主体、関係性の欠損、離脱、風化を転倒するためにも用いられている。本件における参加人、清水早子さんが「」をつけて出現する根拠、小野修一氏が川合吉雄氏（第八一V号など参照）と同じ大学で生活した事実性は、原告（松下）の生活闘争拠点と審理される法廷の△距離V、その楽し気な（非）存在闘争のあり方と共に深く示唆的である。

ところで、裁判官の主観をこえる本件の重要性は、本件自体の不確定運動化とでもいうべき特性である。この事件の生成契機は民事第一一部の審理不可能性への直面、結審の強行と判決の宙吊り、そ

の時間的なスキマに出された被告（人事院側の政治的策謀（第八五V号三七ページ参照）、原告の新たな訴の併合的提起に対する権力的分離、）にあることはいうまでもないが、事件として民事第一九部へ受理された後も原告と被告の間で「六・一五」付の再審請求、一月二日付の却下という重大な波動があり、裁判の目的や裁判を求める理由が次々にうねり、深化してきたのであった。しかも人事院の三月二六日付判定（処分承認）は、原告の四月九日付の訴状提出後の四月一二日に、一月二日付の再審請求却下決定は、一月五日の公判後の一月一四日に送達される（註——このズレは人事院が決定主体と送達主体を機構上？変えているために生じる。この迷路的権力性V）という時間操作のために、原告側はn重に照準をしばり直さねばならなかった。いわば、一般的な処分取消請求が、△固定Vした対象を媒介して攻防する陣地戦であるとすれば、この事件は次々に裁判の対象が変化・増大し、それに応じて相互の攻防の戦略も変化する△空中Vにおける戦いであるともいえる。△V片の飛びかう響きや、したたる何かが激しく存在するのであるが、大学の△処分Vそのものでなく、△処分Vの審理をめぐる人事院の△処分V、さらに裁判所による△処分Vが、そしてn重の△Vつきのなにかさえ予感される△空中Vの戦いであり、その孤立性もこれまでの（一）公判過程からの類推を拒む質を帯びているが、同時に、真綿のような法の構造が極めて鮮かにその裸身の内部をさらけ出すことも確かなのである。

以上のテーマ群を可能な限り飛翔させるために、松下は第四回公判に（非）存在しつつ「一二・八」付で次の要旨の表現を提出した。

一、訴因の要旨は次の通りである。

α、本年三月二日付の審査請求却下決定

β、本年三月二六日付の判定

γ、本年一月二日付の再審請求却下決定を全て取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

との裁判を求める。

二、前項を求める理由

αについては本年四月九日付の準備書面

βについては「三・一一」付の（人事院あて）準備書面

γについては「六・一五」付の（人事院あて）再審請求書をそれぞれ援用する。（うつしを添付）

三、証拠保全の必要性

「九・十」付の申立書にある神戸大、京大の各△占拠V空間にある証拠を至急に保全せよ。

四、前項一、二に対する被告（人事院）の答弁書を提出させ（代理人弁護士や原告が不可視の場合も）実質審理を（民事第一一部と併合的に）開始せよ。

五、この文書の提出をふくむ訴訟行為を本件への参加人へ委託する。

（参加可否の裁判の宙吊りは憲法第三二条、民訴法第六五条⑨などに違反）

六、

第四回公判（一二月八日）は、すでに開廷前から多彩な△審理Vがおこなわれた。法律扶助協会を訪れた補助参加人（小野）に対し協会の係員は問題の重要性にひきずられて何とか共闘しようとして

きたが、肝心の弁護士たちが全て拒否してくる、と苦しい事情をのべた。裁判官は小野氏を補助参加人として認めていないにもかかわらず、原告の所在や法律扶助協会との交渉経過をきこうとし、さすがに気付いたのか、かれに対して補助参加人としてでなく「使者」として認める、と超法規的？ 発想を開示してみせた。小野氏の文書を媒介する問合せ（参加に対し人事院側が異議をのべていない以上、認められているのかどうか）に対して、人事院側は「意見が求められていないから意志表示しないままであり、求められれば直ちに異議をのべる。」と官僚式答弁をし、これに力を得た裁判官は、この日も参加についての審理を宙吊りにした。この宙吊り性は、人事院の判定V決定に関する宙吊り、人事院の十年にわたる審理宙吊りに関する審理の宙吊り、大学による処分の対象化の宙吊り、大学闘争の諸テーマの追求の宙吊り……と連続しており、その卑小ではあれ極限的形態であるといえる。裁判官は次回公判に原告が必ず出廷するように伝えてほしいと「使者」にくりかえし要請して閉廷した。この執拗な要請の背後には人事院側が原告不出廷を理由として裁判の休止を申し立てた経過があり、次回にそれを認めようとする意図からであろう。仮装原告（団）の「一二・八」表現は、提出されたものの審理されず、公判調書には又もや「延期」の二文字だけがスタンプで押された。

第五回公判（一九八三年二月八日）に先立って原告（松下）は法律扶助協会に対して

一、人事院からの審理休止の申立は不当。

二、法律扶助制度による代理人弁護士がみつからない場合は、原告



に対して、それに準じる扶助をおこなう検討をしており、その実現までは原告が不出頭の場合も参加人を原告に準じて審理をすすめてほしい。

という二点を要旨とする申立書を裁判所へ出せないか、と提案しておいた。

これは法律扶助制度と弁護士存在総体への最終意見陳述でもあり、制度そのものを八弁護士として逆転する仮装的な試みであり、非存在や参加の意味を広い領域へ拡大する媒介でもあった。

公判直前に原告(団)が立ち寄った法律扶助協会では係員が、この申入書(案)は個人的な共感はともかく機構と規定上から無理であり弁護士もみつけれないとのべたので、原告から、四月以降は裁判所に弁護士なしで審理せよと要求する時に応用するために「三月末までは弁護士をさがす」という趣旨の八証明書を作成してもらった。これは、あくまでも必要な瞬間に提出することとし、主軸としては、すでに準備しておいた前例や法的根拠を論じた二・八の付の「参加の申立に関する意見書」を提出し、内容を実現させる方針で法廷へむかった。

この方針は成功し、開廷前から原告席を占拠していた小野氏への退席要求(廷吏、人事院側代理人)も、開廷後の裁判官の不審尋問も突破され、東京地裁は正式に参加申立の審理をせざるをえなくなった。直ちに却下せず、異議申立を三・十付で提出させた後に判断しつつある一種のゆるやかさの意味が、これから問われていくであろう。(三・三二付の却下と裁判官六戸の転任は示唆的である。)公判そのものは、原告(団)の二・八の付表現の重さにひきまがられる方向で、次回四・一二に人事院側の答弁書提出を決めた。

## \*いくつかの集会

東京地裁の公判が持続していることは、公判への出廷以上に、首都圏の諸活動への松下らの参加、(一)公判過程の作業を深めていく。個人的散歩とゲリラ活動を除いて、集会に限っても次の例がある。

一九八二年九月四日 日大で処分された小林忠太郎氏、関東学院大で処分された河村隆二氏の今後の裁判闘争をどうすすめるか、の集会(文京区民会館)

小林氏は一九八二年五月二六日の処分取消仮処分控訴審で申請を棄却され、今後どうするか迷った末やはり原点にもどって、処分取消を本訴で争うと決意するまでの経過を語った。この本訴を審理するのは偶然にも松下の第二次訴訟を審理するのと同じ東京地裁民事第一九部である。

河村氏は横浜地裁民事第七部からの和解勧告の動きを価値判断の次元(貨幣への換算可能性)の問題でなく、意味の次元(くりかえしや交換の不可能性)の問題として処分と裁判をとらえる立場から拒否する姿勢を示した。弁護団や支援者の多くからの孤立に耐えつつ、誤解を怖れずというと、この集会の参加者は、それぞれ小林、河村氏の裁判をさえ重苦しく感じ、何とかして自らの生活や専門の枠内で運動ないし支援を続けたい意図をもっていったようであるが、それが逆に松下には八重苦しく感じられた。これは八大学と闘争の

幻想性過程の展開を極度に圧迫してくる(ようにかれらが感じる)首都圏の八地方とどこかでかかわっているだろう。

一九八二年二月一六日 同時代建築研究会(東京理科大で処分された宮内康夫氏が主宰する)の主催による「生闘学舎の建設をめぐる」のシンポジウム(豊島区民センター)

三宅島に古い枕木のみ数千本を用いて、全共闘の生き残り、夜間中学運動のメンバーを含む男、女、子どもが七年をかけて築いた八学校Vの生成過程は、建築界のみならず、七〇年代の各領域の闘争者に深い衝撃を与えるものであった。

かなり異質な方向から参加した松下は、テーマを(一)空間性を闘争拠点との関連で遠心的に創出するか、求心的に創出するか。(二)専門性のとらえ方(たんなる批判でも依拠でもない方向の模索)。(三)情念や関係性の拡散を対象化しうる視点などにしぼりつつ問題提起した。数多くの資料・表現の中で、ゼンソクの発作に苦しみつつかかれた一二才の少年、高野 大君の童話「ミラージュの森」(日本語、朝鮮語、スワヒリ語の対訳)が、生闘学舎の問題をふくむ現情況の宙吊りテーマ群をスローガンや気負いをつき放したところであらう。うる水々しい感性をのぞかせていたことを付記しておく。



### Ⅲ・空間性の真の獲得へ向かって

#### \*京都大教養部A三六七号

通信第八四V号三四ページとの連続性で記す次のような展開がある。

一九八二年四月以降、ドイツ語教室主任が林 功三氏に変化したのと同時に、占拠中のA三六七号室あての郵便物（資料の貸出し、裁判所との文書往還、生活Ⅱ労働の連絡をふくむ）が急に届かなくなり、「あて先人不在」の名目で京大当局の手で返送され始めた。抗議に対する応答はなにもままにA三六七号室の強制的改造計画の進行が明らかになったので、次の文書が提起された。

#### 要 請 書

京都大学教養部A号館三六七号室は、一九七六年一月以降、実質的に公開された空間として使用されてきていますが、本年四月以降にドイツ語教室主任となった林氏の、これまでの経過を無視した方針により、前記の部屋の研究室への改造案がすすめられています。これは次の理由により全く不当なものであり、たんにドイツ語教室の水準でなく、全学的に全国的な水準で論議されるべきものです。教養部当局が、たんなる事務手続上の責任回避の措置として一方的

な物品搬出、業者の導入をされないよう強く要請します。日時を連絡していただければ、さらに詳細を説明する準備があります。

（一方的改造計画が不当である理由）

一、前記の部屋は一九七六年以降、学外者を非常勤講師とするドイツ語自主ゼミナールの実現まで、その実現に共闘する人々に開放されるという基本的了解がある。（編集者註——この了解は八占拠Vによって獲得してきた。八占拠Vの契機や関連する経過については、五月三日の会通信第二号一六一二三四ページ、第二三二五二八ページ、「正本ドイツ語の本」の総体を参照。また、この本の次に出現した「時の楔——八占拠V語」に関する資料集」は巻末に連絡先をこの部屋にしていることに注目。）

二、前項の経過の有無にかかわらず、一九六九年の大学闘争以降、私たち全てに問われているのは、ある人がある空間に存在しうる根拠は、決して管理や決定の表層的名目に求められない、ということである。従って研究室不足を云々して業者を導入するのは、機動隊導入の論理と同一であり、徹底的に糾弾されるべきものである。（編集者註——ここで、もう一つ深い情念も準備されていたが、あえて開示しなかった理由は第八五V号四一〜四二ページ参照。）

三、この問題に関心をもつ全ての人の参加する闘争の資料、根本的には大学闘争に関するあらゆる基本的資料がA三六七号室に集積しており、整然と分類・配置されて、多数の人々が自発的に応用しつつある。もし、これらの資料を一方的に移動し破棄するならば表現の本質に対する八京大教養部Vの悪名は永続的に歴史に刻まれるであろう。（編集者註——大学闘争に関する、とくに松下

の表現の入手や刊行計画がありうるとすれば、少くとも、このような空間性に存在する表現として対象化する過程をくぐって構想していただきたいと、ひそかに願っている。）

一九八二年六月二十七日

（自主ゼミ）実行委員会

（連絡先の八一VつⅡ神戸大学教養部A四三〇号

京都大学教養部長

松下 昇（未字）

教養部教授会）御中

関係諸機関

この提起には退去要請が顕在化した前年四月段階に静岡大の矢野氏、熊本大・女子大の元吉さんを含む自主ゼミ参加者から京大当局に対する抗議声明のうっし（原本は教室主任によって握りつぶされていた。）が添付されていた。

教養部長よりドイツ語教室会議は、直接的な対応によって問題点が拡大するのをさけ、教室側の現主任を除く主任経験者（任期は一年）数名および池田浩士氏、現副主任の小寺氏による話し合い（自主的退去勧告の方針をとってきた。）野村 修氏は八二年末まで在独）

（自主ゼミ）実行委は、これを公開の拡大自主ゼミとしてとらえ、

七月一〇日（第一回）

七月二十九日（第二回）

八月一八日（第三回）

の三回にわたる教室側からの交渉に応じ、討論したが、一年前の前記の抗議声明の主体が、内実を現段階で維持しうるかどうか、との問いを教室側が問い合せざるを得なくさせ、静岡や熊本の活動のあり

方をより広い次元で相互に確認したのは、一度も討論に出てこない林主任の郵便物問題についての謝罪文を提出させたことと共に成果である。大学当局の強行方針をさけ、同時に自らの八進歩V性を何とか保持しようとする教官らの立場を逆用して（自主ゼミ）実行委からは、強制執行に同意しない（立場）思想性をもつと思ひこんでいる）のであれば、①A三六七の共同使用 ②強制執行への反対の意志表示の公開 ③仮処分申請や証拠保全申立への参加人となる。の三点を少くともうけ入れられるはずだと提起したが、激論の後、拒否され、話し合いは教室側からうち切られた。しかし、夏休み期間の工事開始は宙吊りとなった。

九月一日（第四回）に非公式の討論の場が設定された。教室側の妥協案は①改造後の研究室を週一回位ならかすし、資料もあずかる。②制度としての自主ゼミを申請し、そこで活動できないか。（但し松下や遠方の人を非常勤講師にするのは無理）③工事担当者でなく教室員で資料搬出するから妨害しないほしい。というものであった。

（自主ゼミ）実行委側は、京大とくに教養部ドイツ語教官らの一定の八寛容さVを評価しつつも、同時に、それが大学闘争のテーマをなくしずしにタイハイさせる八京都V的風土と深くかわっていることを指摘し、三点を突破するヴィジョンを次のように展開した。一つは竹本処分へのかかわりとA三六七問題へのかかわりのズレを対象化していない（逆にいえば、ズレをアイマイにしたままの竹本支援や八竹本V氏の闘争とは何か？）ということであり、もう一つはA三六七の空間性をたんに資料の集積場としてのみならず、闘争の不可避性からここに巡礼してきている○才児を含む人



々の生活の場としてもとらえよ、ということであった。また、教官側のいう「研究室不足」の大学闘争総体からの再把握が要請された。教官側は松下らの示唆に依りて、神戸大教養部A四三〇松下研究室へ、京大教養部A三六七号室の資料を移動させようとし、数日後京大教養部評議員の土肥氏および教授の池田氏が神戸大教養部評議員の前野氏と会い、京大側の移動案を神戸大教養部長に報告する確認がなされ、テーマの横断性が立証されたが、神戸大側はその後、全く応答していない。この無責任さの転倒としても神戸大における十月以降の闘争がある。

九月から一二月にかけては改造をめぐる具体的な動きはないようにみえたが、教官側は問題の処理をドイツ語教室から教養部長に移し、そのためにA三六七はより全学的な管理権下の監視におかれることになり、郵便物も全くどかなくなった。九・一に始めて公表した母子の存在以前に長期にわたってA三六七で二四時間の生活をする人があり、これら総体を本来の占拠者として把握しなければならぬが、可視的には母子の存在が大学構成員に様々の波紋をひきおこした。概して上層部の管理者は嫌悪感を示したが、用務員・清掃員は子どもをあやすなど好意的であった。ただ、なぜ学内に住みつかか、という点に関しての把握は不十分であったので、「自主ゼミ」実行委は十月以降、全構成員とくにドイツ語クラスの学生への討論をピラでよびかけ、大学闘争以降のA三六七を媒介するテーマ（自主ゼミ制度の応用、ここで集積している資料群の開示、不可避的にここに住みつくに至る自己史・情況史の対象化など）をめぐる討論をA三六七で持続的にこない在学生の共闘を実現させた。

り、かつ学生存在から知られないまま死物化しているという悲喜劇的な性質を帯びている）から逆規定する発想をとるわけにいかない。」なお裁判過程との交差については、すでに夏の段階に、A三六七からの排除・搬出を宙吊る仮処分申請プランが構想され、いつでも提出しうる状態にあったが、基本的に学内外の当事者たちの関係性のうねりを不可避的な審理としてとらえ、裁判過程はその一媒介項として位置づけるといふ発想から、未提出の状態が結果的には半年以上、持続することになる。ただし、裁判過程の展開自体にとって空間性の横断的テーマを引きよせ、包括していく必要から、一九八二・九・一〇付で、東京地裁民事第一九部へあてに、A三六七内の資料と公判提出の関連において証拠保全請求の申立をおこなっている。（詳述しないが、岡山大学祭参加者の岡田氏が政治学の自主ゼミ非常勤講師に応募し拒否された経過も重要である。）

一九八三年一月一七日に第五回の交渉が再開されたが、これは問題の処理を教室から一任された教養部長（渡辺）が自らの手を汚してまで強制執行するよりも、再度、ドイツ語教室との交渉で実質的に明け渡しをさせようとする発想からおこなわれた。自主ゼミ実行委側の主張は、①退去要請は人員増加し研究室不足という自然性水準の理由以外に明らかにされていない。私たちの活動に匹敵する空間性使用の根拠はない。②七六年占拠の契機のみならず、これまでの過程が出てきているテーマ総体が占拠の契機にくりこまれていく（大学闘争の本質の一つ）から、七六年水準の手続き論（占拠宣言時の要求には内容上はともかく形式的には答えているし、当時の占拠主体は在籍学生は、その後にも要求していないから占拠をとく

討論されたテーマのうち、京大教養部の自主ゼミ制度（正本ドイツ語の本など参照）に関連してのべると、学外から非常勤講師を学生が推せんできるという点が年々アイマイにされ、配布される「学習の手引」などを読んでも、前記のようには全くよみとれない記述がなされている。しかも、かりに学生（一回生のみ申請資格がある）が、任意の学科の教室に申請したとしても、その教室の承認と、教授会の決定がない限り実現しない。この重くの制約にもかかわらず、また、この制約のギマン性を公開し、改革案への幻想（そして京大構成員が抱く自らの進歩性への幻想）をうちこわすためにも一九七四年以降の京大自主ゼミを媒介する私たちの活動、その必然的経過としてA三六七占拠と応用があったことは強調しておきたい。現教官らが、せいぜい条件付の公開位でお茶をにごしているのに対し、私たちは学科や単位制度をふくむ、あらゆる幻想的拘束を空間的に突破しようとしており、その差は決定的である。

もう一つ、その後、教官側から「この数年自主ゼミの非常勤講師を実現する活動がないのは、あなた方の怠慢ではないか？」という問いが出た時に、自主ゼミ実行委側からなされた応答の要旨を付記する。「制度への申請は、初期の段階の（松下昇・未宇）の水準が最後のV形態であり、一九七六・四・九以降は、未宇の八復活Vをふくむ（自主ゼミ）の実現は制度的に可視的に不可能である。また刑事事件の有罪確定Vにより政治的に不可能である。その断崖をわたって制度を媒介する活動を持続する場合、制度の活用というよりも制度のむこうに、どのような生命を八単位Vとして獲得するか、が空間的・身体的、目的に問われてくるのであり、現在のささやかな制度の枠（それ自体、日本の大学の中で最も進んでお

べき）は解体している。③改造決定の年度内強行、学外者は学外へかえれ、という発想は権力のものである、というもので、母子が生活する経緯についても、岡山大一〇三闘争にかかわる（4）号室から巡礼してきている鈴木そのさんが松江の被告人であるという以外は特定の親子という認否はせず、相互の自己史の開示ぬきの質問をしようとする教官側への批判がなされた。全員が八子どもVをつれてきて討論する時の視線が基準になる、という指摘も重要である。

論理的に追いつめられている（特に進歩的な）教官は、一九八三年一月二四日（第六回）の交渉で「教官と管理者であることは全て悪なのか？ 大学闘争を学外で持続するのは認めないのか？」と苦しまぎれの反論をしてきた。これに対して自主ゼミ実行委側は、管理者性と、自主ゼミの活動の自然過程を、それぞれ捨象して尚のこの領域のぶつけ合いが不十分であることを指摘しつつ、教官が組織として何かを良心的にやろうとする場合の八反革命V性を、戦後の労働者運動との関連でのべた。組織決定に反して「良心」的にふるまおうとしない限り、八何もしないVで放置する方がマシだし、八A三六七Vのような空間を存続させようかどうかが、世界史的にみて八大学Vが存続に値いするかどうかの最低の条件である、という提起に教官側は全員沈黙。

一月三十一日に教室側は二月二八日に教室員が資料を搬出すると一方的に通告し、対応して多くの関心をもつ人々がA三六七を訪問したり、資料の郵送を依頼してきた。（二・一四付の「自主ゼミ」実行委のピラ（八門司大里教会V月報第二三号に掲載されたものを参照するか、A三六七で入手して下さい。）を見て、寮闘争に参加



している学生諸君も関心をもち始め、かれらは殆ど知らないままに  
存続してきた足許のn年性のテーマ群とその具体的な手ざわりに驚  
いた。

二月二日には多彩な参加者による討論集会有り、二月二八日  
には強制執行が予期されたので、学内外の自主ゼミ参加者が、不可  
視のバリケードを構築して待機していた。重要なことであるが、待  
機していたのはA三六七内部にいた人々ばかりではなかったことだ  
である。ここから最も遠い対極へ真の共闘の条件を求めて巡礼に出立  
している中尾さん(八〇年末から八非V公然に、二四時間性の生活  
をA三六七でおこなっていた)。ここへ到達するためにも労働後  
の夜道を自転車で行中、「隕石に当たった」ような衝撃をうけて二  
・一七以来、入院している坂本氏。同じ病院に前年から長期入院し  
て生命の危機にさらされつつも連続シンポのテーマを深化させてき  
た北原氏。これらの人々と共闘するためにも岡山にすることを必然  
化させられている浜本さん。一見さりげない日常生活を送っている  
全国の一自主ゼミ参加者。そして教室側の指導的位置にあり、こ  
れまでの論点を最も誠実にうけとめようとして脳狭窄で二・二七に  
倒れた土肥氏。

これら(一非)存在をしいられた人々を包括しつつ、松下は、大学  
闘争の幻想の本質を最大限に生かすために、Aバリケードの表現V  
を参加者の一人、竹中さんに委託して積極的かつ攻撃的に(一非)存  
在した。ここには、自分たちの水準で論点を固定し縮少してくる教  
官側の政治的表現的退廃を解体する意図と、かれらを含む全ての  
(一自主ゼミ)参加者が、可視的な人や条件をこえて何をどこまで展  
開しうるか、という仮装組織論の問いがこめられている。この方法

案内で住民票がここにあることを確かめに来た区役所員の尋問に引  
き続きA三六七ドアに殺到した教職員十数名(1)は身体的に阻止され  
たのではなく、前記の表現やこれまでの叙述を支える……から内部  
へ踏みこむことを挫折させられたといえよう。今後の経過について  
は直接参加して確認していただきたい。

### \*神戸大教養部A四三〇号

この空間は松下研究室ともよばれるが、京大教養部A三六七号室  
と対比すれば、少くとも次の特性をもっている。

処分理由、起訴理由の現場であるために、刑事民事裁判、人事  
院審理をふくむ事闘争の空間として持続している。

六九年二月のバリケード構築後同年八月の物理的解除が全学的に  
おこなわれたにもかかわらずバリケード性を永続している。

教官としての特権的空間として出立した仮装をくぐって、大学闘  
争のテーマを可能な限り遠くへひきずる媒介となっている。

京都大学の自主ゼミ制度を媒介する活動の拡大が、支援する他大  
学教官の可視不可視の協力にもよってA三六七を一種のA亡命V  
拠点として持続させ、そのために、より上層部の管理機構からの、さ  
らに心情的進歩派の管理者性からの退去要請を介してかなり屈折し  
た、ゆるやかな過程がしいられるに比べて、神戸大A四三〇への権  
力的圧迫は極めて具体的かつ強固なものであり、それを逆用して闘  
争を持続する発想もより包括的になった。

は次の強制執行期限である三・二五にも応用され、それぞれ可視的  
参加者と共闘して現実的にも有効性を示し、AバリケードVは持続  
した。

ただし、松下をふくめ前記の人はここでだけ闘おうとしているの  
ではない。自らの拠点の全過程のテーマを引き出し集中的に対決  
していくために、そうしているのであり、n事闘争のある直感がそ  
うさせているのである。もう一つ付け加えると、A三六七内に生活  
する幼児(れい君)は当局の推定するような絶対化の対象でもなけ  
れば、全ての参加者から可愛がられるだけの存在でもない。ここか  
らはみ出す深いまざしによってこそA三六七は一才半の子どもが  
いようといまいとA占拠Vされているのである。

三月一日に教養部長は「退去を前提としない話し合いには応じな  
い」という見解を伝え、三月八日のドイツ語教室会議は、三月二五  
日午後五時以降の強制執行をふくむ決定をおこなった。しかし、こ  
れらは討論が未開始のままなされた見解や決定であり、制度に拘束  
されているものたち以外を拘束しえないのは自明である。また「三・  
二五」付の(一自主ゼミ)実行委が、A三六七へくる人々への提起、  
でのべているように「強制執行はAバリケードVの拡大や恒常的糾  
弾を含む……を不可避」ならしめるし、「かりに公開討論をへた機  
構の決定でさえも、制度を包括し、こえる(一自主ゼミ)実行委の意  
志表示し決定と対等か、それ以下の意味しか持ちえない」のであり  
「これに対する判断にA大学V構成員らの最後の思想性が問われ」  
たのである。

追いつめられたのは一体どちらか? という問いが、十年をこえ  
るAゆるやかさVでもう一度ひびきわたる。三・二五に教室主任の  
A四三〇号室に関する法的水準の経過を全て捨象しても松下にと  
ってなお残るヴィジョンを列挙してみると

六〇年安保後の季節に、ひたすら寝ころんでいた感覚。

A六甲VやA包圍Vの表現過程と、その前史の情念。

六四年から六六年まで菅谷規矩雄と共同使用し、どちらも学内、

学外の任意の人々と共同使用していた記憶。

そして六九年はじめから七〇年にかけての生涯的時間をさえ越え

ると思われる程の渦および孤立。

七一年四月の仮処分(立入禁止決定)直後に、今なお表現主体不

明の人が記した文字。(五月三日の会通信第六号二四ページ参

照)

直後の再占拠と、まやゝ未字の歓声。

十年をへて、なお十日後の足どりで使用する際の身体性の力学。

八〇年秋の日本独文学会に対する行動の拠点。(通信第八二V号

四五、四六ページ参照)

八一年秋からの外人講師クラスの自主講座化の拠点。(第八五V

号三九ページ参照)

現在も当局が使用しえない、なにかへの怖れ。

このようなヴィジョンを集積させつつ、A処分V発表一周年で  
ある十月がめぐってきた。たんに神戸大学に対する行動というより  
は、現情況の総体的閉塞を空間的にも対象化する試みの一環として  
一九八二年十月一八日に、松下を含む自主講座運動実行委員会は、  
同年三月の人事院審理判定(処分承認)以降、大量のロッカー集



積、シリンドラー錠の新装によって構築された逆バリケードを解体する作戦を実行した。

とはいえ、解体作戦のみを突出しておこなったのではなく、一〇・九・一〇の付の証拠保全請求を京大A三六七についてと同じく先である東京地裁へ提出し、この請求申立コピーを添付する大学当局あてり九・二七の付の要請書で逆バリケード解体と、△処分▽に関する公開討論要求などを提起することによって、問題点のひろがりやを明確にかかげておいた。また一〇・一八は後期授業開始の第一日であり、昨年度から継続している外人講師（フランス人女性のドピアさん）のクラスへのかかわり（海外からみた大学闘争の現在性、語学をふくむ単位制度解体などの提起）と同時に展開された。

十月一八日

参加主体は、それぞれ自らが再占拠すべきテーマと対等の重さで武器道具を手にしA四三〇前に△▽広場をへて集合。運命的にというべきか、八一年秋と同様に松下研究室近くの廊下におかれていたフランス語クラスの履習届入れの箱を自主管理し、その箱をのせた机をA四三〇ドアに移動させ、上方の回転窓から複数の△戦士▽たちが六九年の気配をほとばしらせつつ突入し、内部からカギを機能させているドア枠の部分を解体し十二年ぶりにドアを解放した。同じ頃、窓からもヘルメット女性が登場。この場で可視的な六名の自主講座運動実行委の参加者は、内部に集積しているロッカー、本棚、今では逆バリケード材としてのみ当局がもちこんでいる一千冊をこえる本などを的確に整理して△パン▽に変え、不足している備

れらは権力がうばい去ろうとして、なしえない巨大な（一）性の物質面における数例にすぎないが、これらの物質のむこうに永続する生命のために、ここに記しておく。

十月二六日に当局がドアの掲示表現をもち去り、別のカギをつけ変えていることを発見。しかし、すでに創出しておいた△通路▽から中へ入り、ここを拠点として仏語クラスへ出撃。教室は教職員による厳重なピケットラインに防衛され、ドピア講師もすでに当局から一方的な情報をきかされて偏見を固定化しているため討論に参加する意志をもたなくなっていた。二名の女性の討論資料配布は教職員に激しく妨害されたが、排除される過程で多くの学生らの関心をよびおこし、偶然とおりにかかった独語講師カーカベラスさんとの対話の契機も得られた。それ以後、かの女の独語クラス研究室へも自主講座は拡大する。

十月二九日 当局の新しいカギの効力をマッチの軸で不可能にしつつ中で自主講座。特に日雇い労働過程と研究室闘争過程での△道具▽のつかい方々情念の差が記憶にのこるテーマとなった。

十一月二日 仏語（ドピア）、独語（カーカベラス）の教室前には今回も厳重なピケが教職員によって形成され、討論をよびかける女性二名に対する妨害も激しさを増した。評議員（前野）は「こんな所でやらずに火屋へ行って△▽塾でもやれ」と気のきいたつもりでセリフを口にしたが、逆に自主講座運動の宇宙と地上の振幅に影響されてしまっていることの証明でもある。この日に配布された△教材▽にはドイツ語Ⅱ日本語対訳の大学闘争論があり、回覧可能。

品を付近の研究室から持ちこみ、学内の情宣、ドピア・クラスでの活動に手わけして参加した。

気付いた教職員十数名がやってきて評議員（斎藤）と事務長（富田）は強硬な退去要求をしたが、かれらは、「もう（研究室公判や人事院審理で）ケリがついている」とくりかえすのみで、その未完了性も持続性、まして法的な経過をこえる私たちの（一）的根拠への△退去▽要求の理由づけを見出しえず、参加者の気迫におされて退散しドピア・フランス語の防衛に転じた。

その直前にM二〇一教室（島岡被告人の六九・一一・八公訴事実の現場でもある）で討論をよびかけた自主講座実行委の女性も強制的に排除されたが、さらに、ドピア講師やクラスを防衛にきた教官らとの△L教室での討論が続き、その後A四三〇で（一）過程の各テーマ討論が数時間おこなわれた。

なお、A四三〇におかれていた表現道具は当局が逆バリに使用した物品の他は全て持ち去られ、これは私たちの空間性使用や九・二七の付の要請書への拒否回答のつもりであろうが、このように抑圧を加重することによって逆に永続的バリケード性に共闘し、新たな資料創出に参加してしまっているのである。ここで特記すべきは当局が持ち出そうとして残してしまった微妙な物質の存在である。

七四年四月に松下が岡山での拘留中に神戸で唯一の共闘者であった上原氏がA四三〇占拠の祈りをこめておいた卵のカラ数片。七六年の松下未宇の永続的巡礼後、（B一〇九）にまかれ花開いたヒマワリのタネのうち数個。七九年はじめ（一）公判過程の困難さが深まった時に、ここを訪れた川合氏が寒さとたたかうために燃やした紙片から飛び散った灰の粉末。壁にある幼児のマジック表現。こ

十一月九日 女性一人のA四三〇へ巡礼に対して前回同様のピケがはられ、その過剰警備自体に当局の怖れや疲れが示されていた。

十一月六日 前回の肩すかしの後、十二分の準備をへて拡大自主講座がA四三〇と窓側ベランダおよび教室で展開された。学内の至るところに出現したステッカー（大部分は直後に当局が撤去）に記されたテーマは

- 六九年へ大学闘争における教職員の役割り批判
- 処分の概念と制度との格闘
- 既成の概念と制度との格闘
- A四三〇松下研究室の再占拠
- 私たちはどのような状況の中に存在しているか

△▽広場を見下すベランダには「永続する大学闘争」の横断幕（のちに岡山大、京大に応用）が出現し、空から鮮烈に見えるであろう△対の（一）が大きく屋上コンクリートに表現される中で討論がおこなわれた。恒常的参加者のうち、参加の根拠を自らの場で追求する人たちもあり、この日に参加したのは五名であるが、神戸大學生も、この日はじめて複数者が結集し、警戒する教職員たちも遠まきに参加した。マイクで、もっと近くへきて討論しようと呼びかけると、あわてて姿をかくしてはいたが。

十一月二日 二三日の岡山大学祭連続シンポジウムは、神戸大A四三〇や京大A三六七のテーマと深く関連しておこなわれた。逆方向から深い関連で参加した神戸大学当局は、△妨害▽者の出現が予想されない前記の二二・二三日に、A四三〇に対する大規模な工事



を敢行した。ドア内側に三個の新しい錠をとりつけた上、ドアの外側に厚い板をうちつけて廊下と同じ塗料をぬり、知らない人は壁と  
思う位である。さらにドアがこわされても動かないように太い材木  
を室内に組み合せて配置し、窓側にはガラス窓に不透明の塗料をぬ  
った上、鉄格子を全面にとりつけ、窓枠は溶接し、破られ易い部分  
は鉄板でおおうという念の入れ方である。当局の恐怖と憎悪の深  
さは何も知らされていなかった現在の学生諸君に対する、この上な  
いハ教材Vとなり、大学闘争のバリエード性は一層永続していく契  
機を得た。物理的に解体することは、自主講座運動実行委の技術的  
組織的力量からは困難ではないけれども、一つには前記のハ教材V  
として威力を発揮させるためと、さらに、現在のハ大学V構成員総  
体の意識ハ幻想性構造が当局自身に解体させるまでのハV団交を  
実現する媒介にいくために、現在までは突出した数名による解  
体という方法はとっていない。あなた自身のハバリエードV性を確  
認するためにも、ぜひ現場を訪れていただきたい。

二月一八日 一月一八日の拡大自主講座にはじめて参加した学  
生の手による大学闘争や松下昇に関する優れた記事が、この日付  
の神戸大学新聞に掲載され、大学内外に大きい反響をよびおこしつ  
つある。但し、この一回のみで宙吊られているのは残念である。

(回覧希望者は通信発行者へ連絡して下さい。)

この日にはB一〇九(現在はB一一〇と改称)教室で十数名の学  
生諸君やハ学外V者四名をふくむ自主講座が開かれた。参加者には  
A四三〇外のベランダに当局によって投げ捨てられていた資料など  
が配布され、ハ神戸V大学の戦後史における反革命性、処分V裁判

の現在のテーマ、現在の学生層の可視ハ不可視の閉塞情況、その突  
破の方向性などが論じられた。

一九八三年一月八日 「く」の字形一二個(判決では六対のハV)  
の焼調理室でもあったN棟の研究室で学内外情勢について討論。  
二月五日 前年の二月一八日に引き続いてB一〇九教室で第二回  
の自主講座がおこなわれ、この日も十数名の学生諸君が参加した。  
ハ学外V者は三名。前回と同様、休憩時間にはA四三〇へ散歩し現  
場検証し、ドアやベランダへの表現を多彩にしながら、またB一〇  
九で討論を続け、大きい成果が生じつつある。テーマの一部は、参  
加者学生のもってきたハ教材Vの一つ、菅孝行「全学連」(フォ  
ー・ビギナーズ・シリーズ)の批判的講読、多くの歴史的事実の追  
加、別の位相からの大学闘争把握、天皇制論、反核をめぐる情況論  
コピーを論とする文明論、表現論などであり、今後も継続的に開か  
れる予定である。参加希望者は連絡を乞う。

なお、この教室では、第II課程(法学)の学期末試験がおこなわ  
れをことになっていたらしく、午後五時以降、続々と学生たちが入  
ってきた。はじめは自主講座も有名になったものだと喜んで(?!)  
いた人々も事態の深刻さに一瞬たじろいだ。しかし、私たちは六  
九年以降この空間ですわっているものであり、これを去るわけにいか  
ない。討論を続けることで私たち総体のハ試験Vをうけよう、とい  
う提起により、激しいヤジ(オニは外ノもまじる)にもかかわらず  
自主講座参加者は六九・九・一(松下の)公訴事実情況を思いがけ

ずくぐる感覚の中にうずくまっていた。担当教官(野口)や事務職  
員は松下らを退去させる理由を維持できず、何か巨大な「過程  
にまきこまれる怖れに耐えかねて、試験場を他教室(複数)に移動  
せざるを得なくなった。これは幻想的ゲバルトの勝利であるが、そ  
れ以上に、「なぜ移動するのかわからない、たたき出せばよいのに」  
と感じる多数の学生の中で六九年の光景に何かを追求しはじめ  
ようとしている少数の人々との連帯をいかに恒常的に創出しようか  
その方法は全「過程でどのように可能性をもつか、ということ  
が課題として残されている。

## \*岡山大宿舍RB三〇二

この空間に関するRB公判の経過については通信ハ四V号二二  
二三ページ、第ハ五V号二九〇三ページにも記されているが、そ  
こからも推察しようように公務員宿舍RB三〇二は居住空間として  
裁判の対象であるばかりでなく、岡山大学闘争、処分、裁判過程に  
交差する全てのテーマ群を対象化する基軸になっている。

一九七五年四月以降、岡山大学の学友会(サークル連合体)の事  
務員に応募し、総務委員会(主体は学生)から採用された坂本氏  
(正確には坂本守信をふくむ一〇三被団)は、この職場を学生ハ  
当局の無理解ハ妨害とたたかいつつ最大限に「闘争の拠点とし  
て応用し、大学実行委員会の中心的役割を果たしてきた。一九八二  
年一月二二〜二三日の岡山大学祭「連続シンポジウム(大学  
祭の期間のみならず年間を通じて持続的に開かれてきていることか

らも「連続」シンポジウムなのであるが、今回は一九八二・五・五  
のRB三〇二における連続シンポジウムの開き方、その後のかわ  
り方について各主体が根底的な対象化をしいられてきたために、「連  
続」の前に「」がつけられている。「」が大学祭パンフに掲載した  
「テーマの基本的構造」は次のようである。

α、大学闘争に関する無数の資料ハテーマを把握し、討論するため  
の条件をどのように創出するか。  
β、ハ占拠V空間のn年性の変化を対象化し、空間性の質を深化さ  
せる方法は何か。  
γ、仮装の根拠とは何か。仮装性に対する異和をどのように止揚す  
るか。(戦後思想の視線がとどかない領域への巡礼)

岡山大ハ公務員宿舍V RB三〇二ハ京都大教養部A三六七ハド  
イツ語資料室V神戸大教養部A四三〇ハ松下研究室V。

すでに開始されている「連続シンポジウムの時をくぐって  
いるこれらの場において、参加者の一人が、パンフに掲載する最低限  
の基本的テーマとして提起した原案は、前記のαハγである。  
各参加者がこれを再構成し、表現しきれないテーマをハ……Vと  
してとらえ、対象化ハ開示しつつ参加してほしい。

このテーマの基本的構造の中に、現段階の「過程が格闘しつ  
つあるもの手ごたえが十分に感じられるし、この通信の方向性と  
も一致していることは、これまでの記述から明らかであろう。前記  
のテーマをつつみ、はみ出す討論の全ての経過は、ここには掲載し



切れないので、関心のある方は(一)連続シンポジウム付録一〇三被告団(連絡先の八VつII岡山市津島中一丁目 RB三〇二)へ資料を申し込むか、次回のシンポジウムに参加していただきたい。

ここでは、いくつかの関連するテーマを素描するにとどめる。一つは七十年代はじめからRB三〇二に居住してきた家族たちが真にRB〇居住しうる条件をつくり出すためにもそれぞれ別の空間で生活していること、(一〇三被告団)の各々の主体の生活空間の意味がRBをめぐる問題との対位性において問われていること、そして八岡山Vでの生活を他の地域への移動によって変更したり、情况的に存在的な八症状Vから病院への長期勾留をしいられている人々、さらに自己史の八聞の領域Vをまず内部へ(存在の根拠へ)公開していく度合で自らの出会う全ての外部のテーマをとらえなおして行こうとする人々が公然と登場してきていることは、大学闘争の一つの極限的模索でもある。

その際おこりうる(八)幅や試行錯誤を対象化する回路をどのように設定していくか、が今回の重要課題であった。

もう一つはRB公判(第二七回)が一月二四日に開かれた象徴的な意味である。公判へ出かける前に通りすぎる大学構内は、前夜までのお祭りさわぎと対比的に白々とした空気にみち、あちらこちらで模擬店やかざり付けを解体する、やむをえない作業がみうけられた。この解体作業が大学そのもの、国家そのものの解体作業として実現されるには、どれほどの遠い道が必要であろうか。少くとも祭の永続化という視点があれば、この作業は一瞬にその意味を変えるであろう。この日には学友会へ思いがけず小松芳文氏と富井富美代さん(それぞれRB公判の証人として申請されていた)が

子どもの契史君(四才)をつれて現われ、解体風景の中を法廷へ向かった。

RB公判の特性の一つは、原告側申請証人が百名をこえ、かつ必要な証人ほど出廷が困難であることである。前回公判では、次回公判の証人として小松、大熊の二証人(いずれも七三年八処分Vや一〇三闘争に中心的なかわりをもつ)が採用されていたが、原告からの提起に対しても証言の意思表示がなく、出廷が極めてむずかしいと想定されていた。だからこそ、学友会へ小松氏と家族が現われたのは思いがけなかったのであるが、ここに至るまでには原告が証人らの現住居(山口県)まで乞食巡礼した過程が大きく作用しているであろう。一方、原告(坂本)は学友会に立ちよらず直接に法廷へ向かった。昨夜までの討論の重さから、今日の公判の方針が視えないまま、たとえだれも証人がこなくてもその意味を被告人質問で展開しようとして。

第三四号法廷前の廊下で再び原告と証人らの思いがけない出会いがあったが、そのまま証言開始には至らなかった。小松証人は一〇三公判(刑事)における八分離Vに至る根拠、その後の控訴(かれの意志というより、かれの意志の根拠を仮装してなされた、今回のシンポジウムにも深くかわる一〇三被告団の試み)への不出頭による却下……などのテーマをまだ十分に対象化しえず、このままRB公判での証言はできないと主張して入廷しなかった。もう一人の大熊証人も出廷しないままに、廊下のベンチが重い沈黙を含む八証言V席になった。ここでの経過は重要なテーマであり、特に松下と契史君の絵本の朗読は楽しい八証言Vとしても響き渡ったが、代理

人弁護士(河原)は、法廷と廊下を困惑して往還することになった。

この廊下での八証言Vをどのように引きうけ、止揚するかにRB公判の特性の一つが現われている。たんなる裁判戦術をこえる深さでこの瞬間、富美代さんや松下は、さらに原告は、それぞれ大学闘争参加者として証言していく準備はあったが、そのために小松証人や多くの出廷し証言の困難な証人の切り捨てを法的に結果させる効果をもたせたくなかった。

危険な綱わたりのような交渉が弁護士と裁判官の間で続いたが、民事二部の裁判長が四月から白石に交代しており、RB公判にそれほど偏見をもっていないであろう条件にもよって、証人たちの採用はとり消されないまま閉廷となった。RB公判の経過を更に記すと――

一九八三年一月二六日(第二八回)は証人尋問でなく、今後の公判の予定をきめる口頭弁論の日であったが、この日までに前回公判で宙吊りになったままのテーマを何とかして飛翔させようとする努力が続けられた。その成果の一つとして、松下の提起に応じて小松証人が一・二六付の表現を松下あてに送り、本質的な証言に至るための前提を、かすかにではあれ示し、また代理人弁護士は三年前からおこなっている処分過程の文書提出要求に対する被告(大学)側の拒否を明確に批判するすぐれた文書を提出した。

法廷で被告(大学側)は証人申請総体をうち切らせようとし、裁判長は事件のりんかくを早くつかみたいとの理由で、被告人質問を先にやらせようとしたが、原告側の反論、とくに小松富美代証人が前日も証言の意志をもって傍聴席にきていた事実性の強調がキメ手

となって、次回四月二七日の証言が認められた。<sup>提訴</sup>

RB三〇二に関する、もう一つの裁判について付記する。昭和五七年六月二二日付で岡山県知事名でなされた生活保護変更決定(更第三〇二号)と、この処分にかかわる審査請求棄却裁決(第八五V号三一ページ参照)に対する取消し請求の(八)提訴が、一九八二年一月一日でなされている。原告は審査請求人の坂本氏と、審査参加人の浜本さんであるが、後者の送達受取先が京大A三六七になっていることから、送達の不可能性をめぐって裁判所や大学や参加人による審理があり、さらに岡山大当局が学友会事務員給料と生保の関連を権力的に追求してくる事態と重層して公判そのものの未開始(決定の執行停止申立は一九八三・三・九付で却下され、即時抗告中)にもかかわらず、この項で記したテーマ群の深い所での連関、それと総体的にたたかう必要性が開示されてきている。



#### IV. 訴訟費用と押収品と再審

時の楔通信第八〇V号には「訴訟費用について」(二六ページ)、「押収品還付過程について」(三二ページ)、「(再審)請求について」(三三ページ)の三テーマが出現しているが、これらが(一)公判過程の別の領域から一周してきている。

松江地裁の一九八二年三月一六日付の判決が、通信第八五V号三ページにかいまみられる問題のために控訴審をへないで確定したために、同年七月以降、訴訟費用九一、二四〇円を納付せよ、という告知が浜本多恵子、鈴木そらに対してくりかえされた。この納付を諭として殺到してくる情况的重圧は、たんに法的権力からのみならず、控訴を提起しうる被告団の内的根拠の崩壊の危機、さらには(一)公判過程が交差してきた十年性のテーマを再対象化する必要性の切迫……によって $n$ 重に増幅されていた。これに対する転倒の試みが次のようになされてきている。

被告人(浜本)から広島高検松江支部あてに納付期限の延期を、七・一五付で申し立てたが、ここで重要なのは、もう一人の被告人(鈴木)の控訴申立が六・一四付で棄却されていることを知らないまま訴訟費用二人分の納付を、鈴木をふくむ(片山恵子)の控訴審終了後までは少くとも延期してほしいとのべていることである。また①控訴審自体が開始されないとしても、松江の事件の押収品

a、二月一四日(石田、浜本)

b、二月二日(石田)

c、四月一三日(石田、中野、浜本)

であるが、四月一三日の分は学内における古本市の現場の物品総体を含み、中野名儀の預金通帳が直後に返還された以外は中野さんを媒介する $n$ 次の委託をへて宙吊り状態にあり、一九七四年度の京大自主ゼミに村尾氏から委託される経過により一層、宙吊りの都合を深めていた。(一九七四・一一・五にクラス代表が受還付のために出頭したが徳島地検は拒否し、その後の要請に応じていない。)八年ぶりの浜本さんからの提起は、この意味からも、他の二名や自主ゼミの現段階への提起を不可欠とし、多くのテーマを引き出しつつある。浜本さんは中野(森)さん、石田(山本光代)さんの拒否反応にもかかわらず地検に対して、京大A三六七での自主ゼミを媒介して、三人はa、b、cの総体を浜本気付自主ゼミに還付してほしいと希望していると主張し、地検はa、cには浜本さんが含まれているので了承したものの、bは石田(山本光代)さんの意志表示を委任状が必要とした。これに関する松下から山本光代あて提起は、かの女の十年性把握の変化(例Ⅱ自分の闘争の仕方はまちがっていた。浜本の発想に異和がある。)によって△拒否△され、bを含む返還は不可能に近づいた。しかし、どういうわけか(ノ)一九八三年三月四日に、浜本さんと共同で訴訟費用を支払う位置にある鈴木さんが「bについての受還付を浜本気付(自主ゼミ)実行委に委託する」という二・二二付の委任状をもって徳島地検へ一才児と共に出頭して還付の手続きを完了し、この成果をふまえて浜本さんは三・三〇に入手と納付を実現した。この経過は、松江の事件を含む

を返還させ、徳島地裁と高松高裁をふくむ(一)公判へ応用する。②松江の事件の検察側証人(今井)に訴訟費用を払わせる試みを媒介して本質的審理を持続する。③七三年二月と四月の三回にわたる徳島大における逮捕の際に押収されたままの物品(古本市の多数の書籍などの他に現金を含む)を返還させて、松江の事件の非控訴を転倒するより深い試みへ応用する、という発想が具体化した。

①については公判に提出された証拠(連絡先をA三六七とするビラなど)は京大A三六七へ送付せよと裁判所へ被告団から要請し、九月一八日付で実現させた。公判に提出されず検察庁に留置されたままの証拠は、浜本さんが一一・二四RB公判の日に松江へ出かけて入手し、現在はA三六七におかれている。

②については、今井証人の知人であり、ある程度まで徳島大闘争の当事者でもある長谷川氏から働きかけてもらうように松下から提起し、今井証人は拒否の応答はしたが、長谷川と松下の間で法的水準をこえるテーマが討論されている。

③については、徳島の押収は、当時は一体化して闘争していたが今は離れている三人(石田、中野、浜本)の女性の十年性を対象化する回路を開いた。

九月以降の納付告知は松江でなく徳島地検からくるようになったが、これは被告人(浜本)の生活・収入源への強制執行が切迫していることの告知でもあった。しかし、前述のように異なった外見を呈する松江と徳島の事件が、闘争主体の内的総括をふくめて、より根拠から把握されうる契機となった。

一九七三年の押収の日付は

あらゆる(再審)の起爆剤になっていくであろう。

#### \*△高松▽高裁

一九八二年五月二七日(第四回)には原告(浜本)は第八五V号三五ページに示唆される状況から(不)出頭し、これは対裁判所のみならず、代理人弁護士(古家野)や証人群との審理進行をめぐる(自主ゼミ)を困難にしたが、それ以上に、より深い包括的な視点から審理準備をする可能性をもつくり出した。

証人尋問事項の詳細な検討と再構成が七・一五(第五回)、一〇・七(第六回)をへて持続的におこなわれてきた。(証人リストは第八五V号三五ページ参照)そのうち特に、一番で証人として採用されたが証言しえず、また最終法廷での忌避申立の経過を把握している(杉井順子)の一・一九八二・一二・一四付の高松高裁あて報告書が一二月一六日(第七回)に、この公判と(一)公判総体との関連を示す書証として提出されつつあることを記しておく。

この報告書は、昭和四十七年行ウ第二号事件に関する一九八〇年二月一九日の徳島地裁第六号法廷で、共同訴訟参加、忌避をふくむ(一)申立を文書と口頭でおこない、原告からも忌避性のポールベンが裁判長にとどいたにもかかわらず、それらを無視して判決の朗読を必死で続けたこと、いしかえると制裁判に相当しうる事態以上に裁判所が圧殺したかったのは何か、を証言しはじめており、当日、前記文書に添付した印紙七〇〇円の領収書、通信第八二V号三七ページのコピーが添付されている。また、報告書の主体は、山本光代、中野(森)弘子、成



田晴子、竹中千恵子、森川佳津子、杉井順子、……で全体が大  
きい(一)でつまれ、連絡先は京大教養部A三六七(自主ゼ  
ミ)実行委である。報告書に関する一註(一は、裁判所には未提出  
(構想の巨大さに拒否反応をおこさせないため)であるが、その基  
本には

一九八〇・二・二九付の申立および連続する表現群が、  
α・(卵)裁判第一、二、三審(△確定▽判決)

β・αと相互に媒介し包括し合う(研究室)公判△上告棄却判決▽  
r・αβを横断する特別抗告却下決定

μ・および前記と相互に証言位相で関連する(一)公判総体

についての再審請求の一環として提起することが示されている。(第  
△0▽号二四〇二六・三三〇三五ページ参照。なお第△0▽号、第  
△五▽号、パンフ時の楔―△▽語…に関する資料集―は本人尋  
問の際に用いる書証としても提出されつつある。)

ところで高松高裁には、もう一つの民事控訴審があり、その行方  
が不明のままであったが、八二年秋に浜本さんが徳島地裁で記録を  
閲覧して次の経過を確認している。

昭和四十七年行ウ第四号(原告〓山本光代、被告〓国、人事院、徳  
島大学長)の徳島地裁一審判決は一九八〇・一・三〇であり、二・  
二二〇三三付の控訴状は「原告山本光代から被告石田光代(対す  
る)分離判決」を批判している。この昭和五五年行ウ第二号事件は抗  
訴状に印紙をはらなかつたという理由で同年八・一六付で却下され  
その後の文書提出がないまま確定の扱いをうけている。この段階の  
原告の対応、その根拠については、この一審段階の七四・七・二六

しえなかつたにもかかわらず、これを無視して判決が出されている  
点。その二は前述の忌避申立は、その申立理由書でもある一一・五  
付の「忌避」位相で行なう訴の取下げ(申立書)によって本来、事  
件そのものがこれまでの水準で審理しえない、まして判決しえない  
ものに飛翔していることに気付かない点である。

この後で原告が書記官から確認したところでは、裁判所は原告が  
一一・五付の申立を忌避の深化として、訴状を含む(一)性総体を  
再構成したい(中野弘子による七四年秋の昭和四八年ヨ第一五号の  
訴の取下げ、山本光代の昭和四十七年行ウ第四号事件における七八・  
五・二九付表現、松江の刑事公判における鈴木および浜本の未控訴  
表現の転倒をめざす)という意図をもっていたのに、それを逆にス  
リかえて、浜本が忌避を取り下げたこととして判決を出したのであ  
ることが判明した。この法をこえる法的な△詐欺▽は、原告の提起  
するテーマ群を何としても投げ出し逃亡したいというn年性の衝動  
からきているであろう。この点に対する批判は一九八三・一・二一  
付の控訴申立理由(補充)書によって提起され、第一回控訴審は五・  
一八の予定である。

法廷に出現し(2)裁判所に留置された(研究室)仮処分公判控訴審判  
決正本の行方と共に今後の△審理▽の対象になる必要性をもって  
いる。

## \*△徳島▽地裁

第△五▽号三五ページに記した昭和五五年ワ第一〇四号事件(原  
告・浜本)の公判日付は調書によると

告一九八二年六月二十九日(第一回)

一月二日(第二回)

一月三〇日(第三回)

で、原告は第二回のみ出頭とされている。驚くべきことに第三回公  
判の判決要旨は次のようである。(裁判官は大月妙子)

損害賠償請求は却下、訴訟費用は原告の負担とする。理由は原告  
が被告を徳島大学長としていたが、その後、被告を学長から大学に  
変更し、裁判官の撤回勧告にも従わなかった。(ここで注目すべき  
は被告は原告の前記変更申立に異議はないと声明したことである。)  
しかし、徳島大学は営造物であり、当事者能力がない、というもの  
である。ある意味では極めて情況的な評価であるが、おそらく裁判  
官がその意味に最も気付いていない。

ところで判決が一一・二公判調書と共に原告にとどいたのは一二  
月二十七日であり、原告は一九八三年一月八日付で、まず控訴状を提  
出した。申立理由の一は第二回公判における原告からの忌避が、判  
決と共に送られた公判調書に明記されており、裁判官は原審に関与



## V. $\wedge$ 宗教 $\vee$ を媒介する上告過程

南山大学闘争公判の上告過程は次のような特性をもって展開されてきている。

一、第八五 $\vee$ 号二九ページに記述した弁護人の複素数性は上告趣意書提出についてのべると——一九八二・七・五付で最高裁（第三小法廷）が選任してきた国選弁護人（ $\alpha$ ）の石井芳光氏と被告人は連絡をとりつつ、趣意書提出期限を九・九から一一・九に延期させることに成功し、一一・九付で後述の内容の趣意書を提出した。また、被告人からの（上告趣意）補充書（その一、その二）として名古屋人権委員会のメンバーである内河恵一氏（ $\beta$ ）、一、二審の弁護人である河原昭文氏（ $\gamma$ ）の趣意書を弁護人選任届なしで $\vee$ 共闘させる構成をもっている。 $\gamma$ による文書は夏までに作成されていたが $\alpha$ より前に出すと自動的に $\alpha$ が解任されるため、十一月末に提出された。 $\beta$ についても $\gamma$ と同時期に提出する構想を被告（団）はもっていたが、 $\wedge$ 宗教 $\vee$ を媒介する後述のテーマの重さのためにも弁護人の作業が大幅におくれ、現段階では未提出である。

裁判所からみても、統一弁護団ではない弁護士たち（しかも三人とも選任届がない）が異なった領域と回路から趣意書群を提出してくる事態は異例であろう。このことを含む $\gamma$ 次の根拠のために「ともいえる。」

思えば、この問題はすでに一九六〇年六月にも現出していたのであった。

「国鉄労働者がすわりこみの学生・労働者・インテリゲンチヤを追い出すためにスクラムを組んでおしかけるといふ情報があったえられるにおよんで、この夜（註一六・四未明）、品川駅構内にすわりこんでいた学生大衆と労働者・知識人は安保闘争の労働者的な性格について最後につないだ一筋の糸がきられるのをかんじた。」（吉本隆明「擬制の終焉」）

この光景が社会の全領域へ拡大していく $\wedge$ 光景 $\vee$ に踏みこみ、その転倒を一步でも押しすすめようとする二十年が私たちの（一）闘争過程の基軸にあることはのべておこう。

前記の特性に留意しつつ上告過程に生じた経過の断片を次に示しておく。

一九八二年六月二八日付の南山大学あて人権委員会の要請書（案）は、事件に関する文書（非公開 $\vee$ 押収）を開示しつつ公開討論せよという趣旨をもち、「本件を媒介に問われている諸問題は、裁判という国家機関の審理の有無にかかわらず、広く現代社会の基本的テーマに迫ろうとする人、とりわけ宗教関係者にとって避けられない重要性を（現在かつ未来形で）もっています。」という註を付記している。この案は仮装被告（団）によって作成されていたのであるが、人権委員会（事務局長・林 晃）は、この水準での活動はでき

最高裁は一九八三年三月段階で何の判断も開示しえないでいる。

二、上告過程は一般に天上の最高裁（実際には殆ど調査官）が書面審理して却下 $\vee$ 棄却して下ることが圧倒的に多いが、この昭和五七年（あ）第八三二号事件（被告人・竹中千恵子）に関しては容易に門前払いできない問題点がひしめいている。そして、それ以上に重要なのは、たとえ裁判所が天上の書面審理だけで結着をつけるとしても、それを無視しうるほど巨大な実質審理が法廷をこえる、さまざまの場でおこなわれてきていることである。列挙してみると、南山大学構内の $\wedge$ 占拠 $\vee$ 空間でのゲリラ的自主ゼミ、南山学園本部での対理事会（代表）との $\wedge$ 団交 $\vee$ 、名古屋人権委員会への出席、日本基督教団の各水準の会議への建議案提出、教皇庁駐日大使館やカトリック正義と平和委員会の $\wedge$ 秘かな $\vee$ 共闘、東神大闘争被告との出会いや資料の相互検討、この通信の至る所の出没が示している拠点群での闘争 $\vee$ を含めて、各参加主体の闘争 $\vee$ 生活 $\vee$  $\wedge$ 信仰 $\vee$ の根拠が問い返されつつある。これほど広い範囲の $\wedge$ 審理 $\vee$ が実現したことは、少くとも上告過程においてこれまで存在しなかった。これは現情況の $\wedge$ 宗教 $\vee$ のテーマの本質的非在と深くかかわっているであろう。

三、前項の $\wedge$ 審理 $\vee$ をくぐりつつ、仮装被告（団）が何度も感じた手ごたえは、 $\wedge$  $\vee$ よりも $\wedge$  $\vee$ 的にならざるを得ない、一瞬であった。

宗教家と論争するとき、かれらよりも $\wedge$ 宗教 $\vee$ 的にならざるを得ない必然性はどこからくるのか。私たちはこの $\wedge$ 宗教 $\vee$ を $\wedge$ 法  
ないし機動隊導入批判もしない、無罪 $\vee$ 人権擁護の方針でならやるという見解を示した。委員の一人、相馬司教はこれを議題にするなら自分は関与しないとまで反対していた。

一方、被告人（竹中）は、 $\vee$ 七・三〇 $\vee$ 付でローマ教皇ヨハネ・パウロ二世、枢機卿団並びに世界代表司教会議あてに、八・四付で教皇庁駐日大使あてに前記の要請書水準の提起を仮装的におこない大使館で働く女性の思いがけない共闘を得てカトリック諸機関、南山学園当局への仮装的な働きかけが開始された。これまで被告人に対しては勿論、人権委員会に対しても仲々交渉に応じようとしなかった南山学園理事会は、九・三に人権委の林氏および戸田氏と会うことになり、被告人らも学園本部に出かけて媒介的に参加した。

理事会側（ボルト、宮川、占部）は被告人らにカトリック大学批判を学内外 $\vee$ 国内外で展開されるのを極度に怖れていたが、戸田伊助氏（東神大への機動隊導入 $\vee$ ）が誤りであることを決議した一九七四年当時の日本基督教団議長）が宗教者が自らの安定を求める余り $\wedge$ 無実 $\vee$ の人を放置しておいてよいのか、と問い、理事会側は反論できないまま大学側の見解を文書でべることについての交渉が持続することになる。

この段階で上告趣意書の提出期限は九・九であったが、前記の経過との関連で被告人は国選弁護人と共に九・八に最高裁へ記録の閲覧（および大・小法廷群の散歩）に出かけた際に提出期限の三カ月延期を申請し、直後に最高裁構内で二カ月延期の通知をうけた。この日の経過は比喩的かつ本質的に $\wedge$ 実質審理 $\vee$ を実現させているといえる。

九・一七に南山学園から人権委にあてて、「①竹中千恵子は事件

人権委員会の意向を考慮せざるを得ない  
司教長・相馬氏の助言もあり



に関連して大学がおこなった昭和四七年三月の事情聴取に呼ばれていない。②その後に表示された懲戒処分者にも含まれていない。」という内容の回答を送付してきた。この回答は人権委のおこなった照会（被告人らの数多くの提起を△無罪要求▽のみに切りつめたもの）に対する、さらに切りつめ平板化した回答である。しかし事件以来十一年をへて、はじめて大学側が公文書で事件の被告人の性  
に言及せざるを得なくなった意味は大きい。

平行して大きなうねりとして進行していたのは、第八五〇号二九ページに記した、日本基督教団九州教区総会への建議案（東神大への援助金の大学闘争の「一」公判費用への転用）をめぐる討論である。一九八二年五月の教区総会に提出された建議案は常置委員会に付託され、七月二〇日の委員会の議題となった。門司大里教会の△牧師▽信徒▽は教団の後宮・現議長、戸田・前議長、松下 昇の要請陪席を求めていたが実質上拒否され、山本、永里、松下が自主的に出席した。（記録は△門司大里教会▽月報第八一七〇号参照）問題の巨大さに対処しきれない委員会（その中には大学教師が複数ふくまれる）は直ちに否決もできず、九名中五名の賛成で継続審議とした。

次の委員会は九月二一日で、陪席は前回と同じ三名であったが、松下は京大A三六七への退去要請、東京地裁への不出頭、身体的困難さを要因とする緊張の中から参加した。ここでは九・一七付の南山学園から名古屋人権委あて回答が紹介され、また東神大（裁判）闘争のやりのこした課題を現在の生かしえない△宗教▽者▽機構の反△▽性が強調された。討論の間なりびびっていた無言の△声▽

かれら宗教家たちと私たちの問題のとりえ方の最も大きいちがいは、かれらが「公」と「私」を使いわけ、自らの言葉の流通過程は自らのとじこもろうとする生活構造に一致すべきだと先験的に信じていることである。これは同時に、他者の言葉を切りとり既成秩序概念に固定化してから判断することに対応している。しかし私たちは「自分の発言の内容と引用がちがう」とか「無断で公開した」などと泣き言をいうかれらと異なり、<sup>引用</sup>△の全過程が△会議▽の△事実▽なのであり、本来すべての表現は仮装の過渡にあり、それをひきうける△罪▽の転倒こそが、現実過程を転倒していく行為に対応していると考えている。

△宗教▽性の根拠を大学闘争過程の全テーマとの関連で逆に審問されていることに気付いたとき、かれらは逃亡したのであり、京大A三六七への大学教官の「善意」的介入と同様に情況的破産の同一根拠性が示されたのである。（一〇・一八付の反論は回覧可能。また別の機会に引用し言及したい。）

ただし、この批判にもかかわらず、同時期に要請に応えて一〇・一六の△人権委が南山学園へ再提起してくれたことはやはり卒直に評価したい。この文書では、九・三面会後の九・一七回答をふまえ七二・三段階で被告人（竹中）が他の五名と同じ法的被告としての扱いを檢察当局からうけていたと推察されるのに、大学当局が竹中のみを除外して調査（六・一六事件審理特別委員会）したのは、檢察当局とは異なる独自の判断を支える理由があったことを物語るのではないか。その調査段階の資料を裁判所へ提出することを大学は拒否してきているが、弁護人は上告段階で同趣旨の文書提出命令を準備しており、そうなるに九・三に約束した、竹中以外の問題にふ

の一つは、なぜ、いま石をパンに変えようとするか？、であった。本質論で対抗しえない宗教家たちは手続上の操作で切り抜けることを考えていたが、一方「否決せざるをえないが、内容は否定し切れない」ために松下からの採決不可能性の採決は不可能か？、という示唆にとびついてきた。この示唆は⑧原点からの再審と⑨判断宙吊りのまま教団総会（十一月、東京）への委託を構造として含んでいたにもかかわらず、議長らは⑩について九州教区へ審理をさしめどすかどうかの採決（否決）を行うにとどまり、⑪を含む示唆の本来の生命が圧殺されてしまった。これは必ずしも議長らの意図通りということはできず、どこかで△宗教▽者との△団交▽に一種のとまどいをもったまま半歩しか踏みこみ得なかつた陪席者側の責任である。この点の対象化し止揚も全テーマとの関連ですすめられている。

名古屋人権委→九州教区常置委というテーマの必然的連関は、思いがけない反応をひきおこした。それは九州教区常置委での討論経過を掲載した△門司大里教会▽月報第八一七〇号の内容に関して名古屋人権委の事務局長が、月報の発行者であり人権委への仮装被告（団）からの中心的陪席者でもある山本 聖氏に対して十・一三付で「抗議ならびに要請」をおこなったことである。要旨は人権委の活動経過が「何の関係もない公の場（九州教区常置委）」で引用され、しかも建議案を支持しているかのような印象を与えている（事実反する松下発言）ことに抗議し、第八一七〇号の回収し処分、次号での謝罪し訂正を要請している。これらの履行まで「当委員会との公的関係を絶ちたい」とのことである。

ここには進歩的△宗教▽家の陥りやすい「潔癖さ」、「責任範囲」の限界が見事なまでに現われている。

れないという条件に抵触する恐れがあるから、大学が自発的に照会にに応じてほしい、という内容が強調されている。

この照会への回答期限は一〇月末とされていたが、この文脈の、それなりの論理に押され、かつ同時期に南山学園創立五〇周年式典があり、教皇庁駐日大使の出席が予定されており、大使館内の共闘者を媒介に、大使や被告人を含む△団交▽も構想され、その気配が大学側にも伝わったためもあってか、南山学園（理事長アルベルト・ボルト）は大使の式典出席のスケジュールを中止させつつ（一〇・二八付で人権委へ回答を送った。回答は、非公開文書を秘匿したまま追求をかわそうと苦慮した形跡があり、「参加した学生のすべて（ではなく）」機動隊導入による救出を余儀なくさせた段階で、積極的な役割を果たした学生に処分範囲を限定した」という公示の引用をつみ重ねているのみである。これでは檢察側の判断とのズレの理由を説明したことにはならず、むしろ公訴理由の解体をすすめる役割を果し、それは重要な成果ではあるが、真に本質的な課題は次の点であろう。一つは、この回答から、弁明の機会を三名の学生（河合、成田、鈴木）に三月二七・二九日に与えようとする以前の昭和四七年三月二二日の大学評議会で、委員会答申通りの懲戒処分と、それを三月三一日付で行なうことが決定されていた事実である。「弁明の機会」なるものは当局のアリバイ作りすぎず、三月末の河合らの事情聴取予定の部屋での△身体的反撃▽（これは河合、広川を被告人とする新たな公訴事実の根拠とされて行く）が、大学との関係における限り一定の必然をもつものであったことを示している。

もう一つは、大学側が檢察庁と別に処分のためにおこなった審理



自体が公訴事実の解体に共闘して来るまでの十年性の仮装被告(団)の方法をあらゆる△大学▽闘争の事件についての△審理▽に適用する必要性が示された点である。この場合、被告人にとっての法的な利益ないし、大学△国家の打倒と並んで被告人を含む各当事者の存在責任とその転倒が双極の軸とされねばならないであろうことを付記する。

九・一七付、一〇・二八付の南山学園からの文書および一〇・一六付の人権委の文書を添付する上告趣意書が国選弁護人(石井)から一一・九付で最高裁へ提出された。また同一日付で被告人から、より包括的な上告趣意の序を電文で提出した。弁護人の趣意書は前記の文書を最大限に引用して、原判決の事実誤認を強調している。さらに被告人が現場にいたとしても、友人の森川佳津子をさがすためであり、学長のそばにすわっていたのも機動隊導入に対して「宗教上の祈りをこめた抗議の姿勢」であった。従って外形にかかわらずなく、良心の自由(憲法第十九条)、信教の自由(同第二〇条)から監禁・不退去の故意は阻却される、とのべ全く独自の(註)法的関係者は「一般的に認めがたい」という意味をこめて使用するようであるが、ここでは本来の意味)主張をおこなっている。

この主張が出現する背後には一一・五の東京地裁公判(および東神大闘争被告や教皇庁駐日大使館員との自主ゼミ)のため東京へ行った竹中、松下が「上告の条件としての憲法違反性がない」という弁護人に、△祈り▽という身体的行為と△現▽場性に関するズレの応用を示唆した過程があり、その示唆の上に立って前記の趣意書をかいた弁護人に対し、今後はたすべき△宗教▽的責任がのこされている。

ヤカトリック正義と平和愛の目録(マンボ)

時間的な前後を捨象して関係として記述すれば、その一枚が「証明書」案として題名、内容をかなり柔かくして国選弁護人へ提示された(ととする)が、これさえも、かなりかきかえられてから(aととする)やと一一・五に大学当局へ送られ、大学当局は、さらにそれを卑小な業務処理感覚で一一・一二付の証明書(aととする)を返送してきた。仮装被告(団)は、この(a)を批判して(aとb)案の方向で作成せよ、被告人が直接でかけて交渉したい、という提案を国選弁護人を通じて何度もおこなった。

aは証明されれば最高裁へ提出されるし、しえなければ、その度合だけ△団交▽の媒介となっていく、bとcは対権力のみならず存在領域(から)の審問としてaと交差し包囲する位相にある。

南山学園理事会は、石井弁護士を媒介する被告の要求のくり返しによって、これまでの流れを阻止しうる根拠を解体され、ついに被告人らに会うことを了承した。準備を重ねた仮装被告(団)は一九八三年一月二八日の南山大学内で情宣活動の後、本部で理事(宮川)らと会い、(a)を批判する仮装で七一以来の全テーマの△団交▽をおこなった。この場には当時の参加者女性三名と、この日はじめて問題の重大さを知った南山大学生が存在したことを特筆しておく。七一・六・一六に参加した女性たちは、それぞれ十年性の自己史と情況史をふまえた△ピラ▽表現を作成しつつ参加し、それにふれた現在の学生諸君の共闘の度合も、この日以降、増大しつつある。「証明書」案については、二月に入ってからaよりはかなり修正されたa'案が国選弁護人へ送られてきたが、これは一・二八△団交▽の成果であり、さらにbとcへの進展が準備されている。(そ

る。

時期的に少しもどるが、夏の終り頃から、南山大学当局との△団交▽の媒介にいくために、被告人の△無▽罪と大学当局の自己批判を証明する文書の案を、国選弁護人を媒介して作成しておく計画が進んでいた。これは一枚の紙片の重さしかもたないようみえるが、人権委との九月以降の対立を止揚し、対大学当局への交渉や上告過程を補強する意味も持っておりそれ以上に全ての闘争参加者に、いま対当局△団交▽をおこなうとして、どのような内容の△確認書▽を準備しうるか、また、それを主観的突出としてでなく、上告過程の諸関係の仮装性を通じてどこまで実現しうるか、という問いとしてつきつけられていた。最も苦しんだのは被告人(竹中)であったと思われる。

というのも第一△二審で提起してきた問題群を、第二審後半で出会った△宗教▽のテーマ(この△おくれ▽は、もし△宗教▽者が気付けば、はじめて応用しうる情況的必然をもつ)を媒介し、人権委や大使館や教団と討論して行く場合に、相手の水準に応じた仮装をしいられ、相手の切りとるヴィジョンの内部から、それを打ちこわしつつ国家△宗教の基盤に迫っていくかねばならないという操作が求められたからである。また同時期の全ての闘争過程にかかわり、相互の関連を包括し切れることは、育児をふくむ事闘争の困難を加重し、身体的△意識的マヒ状態さえくぐった。

しかし、この状態を対象化し抜くことによって、仮装論を含む全テーマは、さらに進展し、△確認書▽についても、複数のプランの総体的運動化が構想された。

それぞれの表現は、量的な意味以上の理由で掲載しないが、具体的参加過程で開示可能)

### △訂正▽

- 第△五▽号に次の校正ミスがあるので訂正します。
- 二ページ  
「△高松▽地裁」 ↓ 「△高松▽高裁」
- 「連関的構造」 ↓ 「連環的構造」
- 十ページ  
上段左から七行目「第△四▽号」 ↓ 「第△三▽号」
- 十三ページ  
上段左から一行目「四個に」 ↓ 「四個は」
- 十七ページ  
下段左から四行目「権力が」 ↓ 「権力に」
- 二十二ページ  
上段右から六行目「闘争者」 ↓ 「表現」
- 左から七行目「一審判決」の「判決」をとる。
- 右から八行目「殆んど」をとり、九行目「眼に」の次に「殆ど」を入れる。
- 二十六ページ  
上段左から五行目「判決」 ↓ 「判定」
- 下段右から一行目と二行目の「審理」の次にそれぞれ「経過の一部」
- 右から三行目「本来」 ↓ 「その総体は」
- 二十七ページ



下段右から八行目「公許事実」↓「公訴事実」

右から十行目「松下証言」↓「松下と竹中の証言」

二十八ページ

上段右から五行目「一九八二年」↓「一九八一年」

下段右から六行目「第一七」の次の「・」は「、」

二十九ページ

上段右から七行目の日付の次に「第一二回」を加える。

右から八行目「南山大学理事」↓「南山学園評議員」

左から八行目の「」をとり「。」とし、左から六行目さいごに「」をつける。

三十一ページ

下段左から四行目「浜本恵子」↓「浜本多恵子」

三十二ページ

上段右から九行目「抑圧」↓「行使」

三十三ページ

下段右から四行目「一審過程の総体を対象」↓「一審過程総体の対象化」

三十七ページ

上段左から四行目「(x)」↓「却下決定」

左から三行目「と(y)」↓「および(x)と(y)」

三十九ページ

上段左から四行目「反撥」↓「反撓」

四十二ページ

上段右から一行目「√」↓「」

四十三ページ

上段右から三行目「たち切るように」↓「たち切って」  
下段左から四行目「断片的」↓「断片」